

沖縄県環境保全率先実行計画 (第4期)

(沖縄県地球温暖化対策実行計画【事務事業編】)

平成24年2月
(平成29年9月改訂)

沖縄県

目次

第1章 計画の基本方針	
1 趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2
5 環境配慮行動の四つの原則	3
6 計画の運用	3
第2章 計画の目標	
1 温室効果ガス削減等	4
2 省資源	6
3 グリーン購入	7
4 廃棄物の減量化、リサイクル	7
第3章 取り組むべき環境配慮行動	
1 温室効果ガス削減等の推進	8
2 省資源の推進	8
3 グリーン購入の推進	8
4 廃棄物の減量化、リサイクルの推進	8
5 その他の配慮事項	8
第4章 計画の推進と進行管理	
1 計画の決定等	9
2 計画の推進	9
3 計画の点検・公表	9
4 各機関の役割	10
沖縄県環境保全率先実行計画推進組織図	12
別表 率先実行計画対象機関等	13
沖縄県グリーン購入基本方針	14

資料編

第1章 計画の基本方針

1 趣旨

近年、私達を取り巻く生活環境は、都市化の進展やライフスタイルの変化等に伴い、騒音や悪臭などの生活型の公害が顕在化しつつあるとともに、地球温暖化問題をはじめとする地球規模での環境問題が深刻化しつつあるなど、取り組むべき課題は複雑化している。

さらに、我が国においては、平成23年3月に発生した東日本大震災以降、エネルギー政策の抜本的な見直しが進められており、自然エネルギーの利用や省エネルギー対策などを加速的に強化する必要性が高まっている。

このような課題を解決していくためには、県民、事業者及び行政の全てが積極的な取組を進めていくことが重要であり、中でも、県が一事業者として、積極的に環境に配慮した行動を率先して実行することは、環境負荷の軽減に大きく貢献するばかりではなく、市町村、県民、事業者等の自発的な環境保全行動につながることを期待される。

このため、県では平成11年に「沖縄県環境保全率先実行計画」を策定し、全機関の連携の下、環境に配慮した事務事業の遂行を図ってきたところである。

この度、同計画（第3期）の計画期間が平成22年度で終了することに加え、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成20年6月に改正され、地球温暖化に関する取組の強化が図られたことから、沖縄県庁における地球温暖化対策に関する計画を抜本的に見直し、新たな計画として、目標や具体的な取組を定めるものとする。

2 法令上の位置付け

本計画では、一事業者である県が行う環境配慮行動の一つとして、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を定めていることから、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年十月九日法律第百十七号）第21条第1項に定める「地方公共団体実行計画」としても位置付けることとする。

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年十月九日法律第百十七号）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

【 参考：経緯 】

- 平成11年：環境保全率先実行計画（第1期）の策定
- 平成12年：地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、沖縄県の事務事業に関する温室効果ガスの排出抑制等を定めた地方公共団体実行計画として、同計画を位置づけ
- 平成15年：第2期計画を策定
- 平成19年：第3期計画を策定
- 平成20年6月：同法の改正により、区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等に関する施策を定めるよう義務付けがなされる（事務事業に関する施策に併せて、区域に関する施策を定めるよう義務付け）
- 平成23年3月：沖縄県の区域における温室効果ガスの排出抑制等を図るための地方公共団体実行計画として、沖縄県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定
- 平成24年2月：区域施策編における温室効果ガス排出量の予測や目標等を参考にしつつ、また、エネルギーの使用の合理化に関する法律の改正によるエネルギー使用量年1%削減義務等を踏まえ、「環境保全率先実行計画（第4期）－沖縄県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）－」を策定

3 計画の期間

計画期間は平成23年度から平成32年度までの10年間とする。ただし、前期（平成23年度～平成27年度）における各種対策の進捗や、計画内容に影響を与えるような社会環境の変化等を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行うものとする。

- ・前期 平成23年度～平成27年度
- ・後期 平成28年度～平成32年度

4 計画の対象

(1) 対象機関

本計画の対象機関は、知事部局、企業局、病院事業局、議会事務局、教育庁、警察本部、監査委員事務局、人事委員会事務局及び労働委員会事務局とする。

(2) 対象範囲

県の全ての事務・事業を対象とする。

ただし、公共事業、その他外部への委託(指定管理者制度等)により実施する事業等は対象外とするが、本計画の取組について理解を求め、積極的な取組を促すこととする。

(3) 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律に定める6種類の温室効果ガスのうち、PFC及びSF₆については、県自らの業務からは排出が想定されないため、これらの除く4種類のガスを対象とする。

- ① 二酸化炭素（CO₂）
- ② メタン（CH₄）
- ③ 一酸化二窒素（N₂O）

④ ハイドロフルオロカーボン（HFC）

5 環境配慮行動の四つの原則

- (1) 温室効果ガス削減等の推進 温室効果ガス・エネルギー使用量の削減
- (2) 省資源の推進 上水使用量・コピー用紙使用量の削減
- (3) グリーン購入の推進 . . . 環境配慮型物品の購入
- (4) 廃棄物の減量化、リサイクルの推進 . . . 廃棄物排出量の削減、リサイクル率の向上

6 計画の運用

(1) PDCAサイクル

第4章に示したPDCAサイクルにより運用する。

(2) 点検・公表

計画の効果的な推進を図るため、環境基本計画推進会議において進行管理を行うとともに、とりまとめ結果を公表する。

(3) 普及啓発

職員一人一人の行動が環境に配慮したものとなるよう周知・啓発を推進する。

第2章 計画の目標

1 温室効果ガス削減等の推進

温室効果ガスの総排出量を削減するため、県の事務・事業によるエネルギー使用量を、平成32年度までに平成21年度比で10%削減する。

(計画期間内における発電燃料の低炭素化を見込み、温室効果ガスの総排出量を、平成32年度までに平成21年度比で21%削減する。)

沖縄県の事務事業における温室効果ガス排出量は、2000年度の約13.2万t-CO_{2eq}から2009年度には13.1万t-CO_{2eq}(2000年度比0.4%減少)となっている。2000年以降の排出量は、エネルギー使用量(特に電気)の増加により、ピーク時には約14.7万t-CO_{2eq}(2003年度)まで増加したが、ESCO事業や様々な取組の成果により、近年は減少傾向にある。

本計画では、エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)等を基に、各施設等におけるエネルギー使用を、平成32年度までに平成21年度比で10%削減することを目標とする。

さらに、省エネ対策と併せて、太陽光やバイオ燃料等の再生可能エネルギーの導入等に取り組む。

エネルギー使用の削減に伴い、温室効果ガスの総排出量は、沖縄電力の発電燃料の低炭素化(液化天然ガス(LNG)発電の供用等)を前提として、計画期間内に21%削減することが見込まれる。

省エネルギーの実行目標(対平成21年度比)

(庁舎関係)
電気の使用量を10%削減する。
その他燃料の使用量を10%削減する。
(公用車・船舶等)
ガソリン・軽油の使用量を10%削減する

エネルギー使用量及び温室効果ガス削減目標の設定において、下記事項については対象外とする。

(1) 水道用水供給事業におけるエネルギー(電気、その他燃料)使用量

湧水時における海水淡水化施設の稼働増など、天候等によりエネルギー使用量が大きく左右されるため。

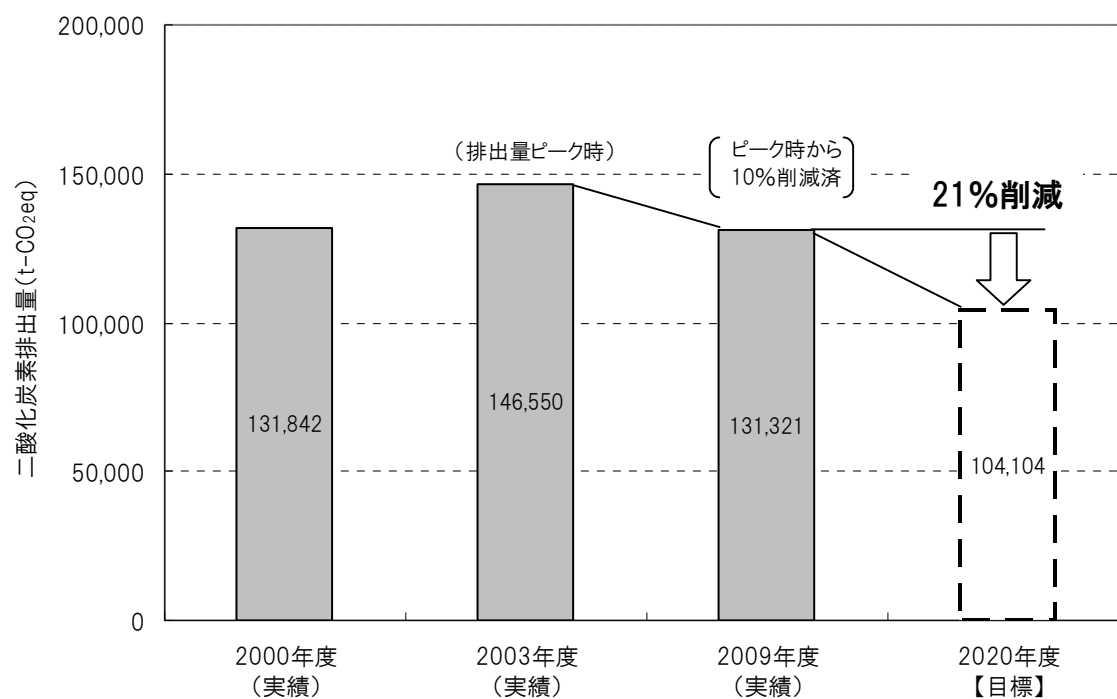
(2) 警察車両の燃料使用量

職務の性質上、率先実行になじまないため。

(3) 教育庁の電気使用量

県立学校においては、学習環境の向上を目的とした冷房設備の新設等が今後も見込まれるため。ただし、前期(平成23年度~平成27年度)における設備の整備状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

温室効果ガス排出量の削減目標



* CO₂eq：二酸化炭素換算。二酸化炭素以外の温室効果ガスについては、その排出量に、ガスごとに設定された「地球温暖化係数」（二酸化炭素を1とした場合の各ガスの地球温暖化に対する相対的な影響の強さ）を掛け合わせることで換算している。eqはequivalentの略。

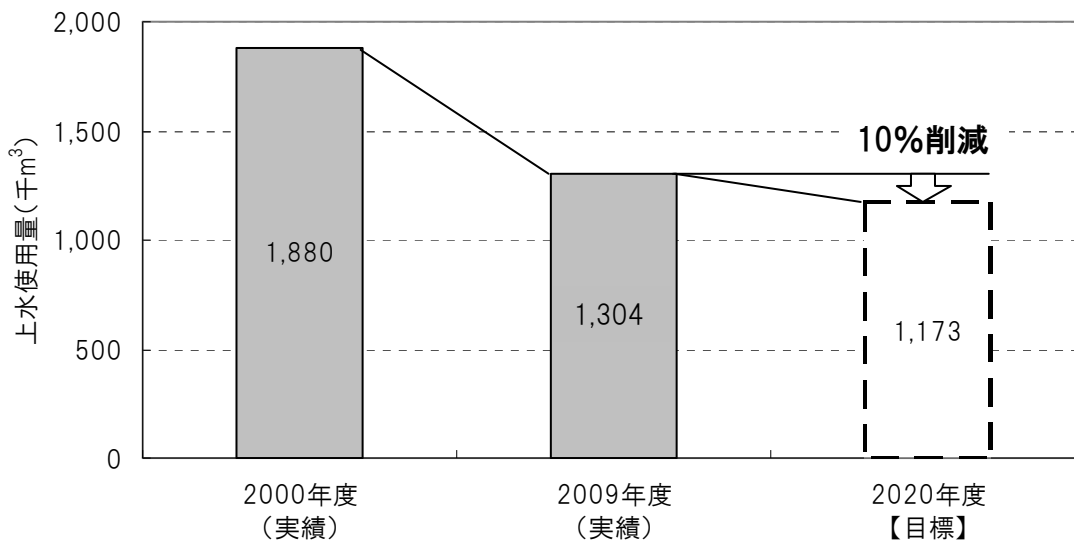
2 省資源の推進

- ① 上水の使用量を、平成32年度までに平成21年度比で10%削減する。
- ② 紙類の使用量を、平成32年度までに平成21年度比で10%削減する。

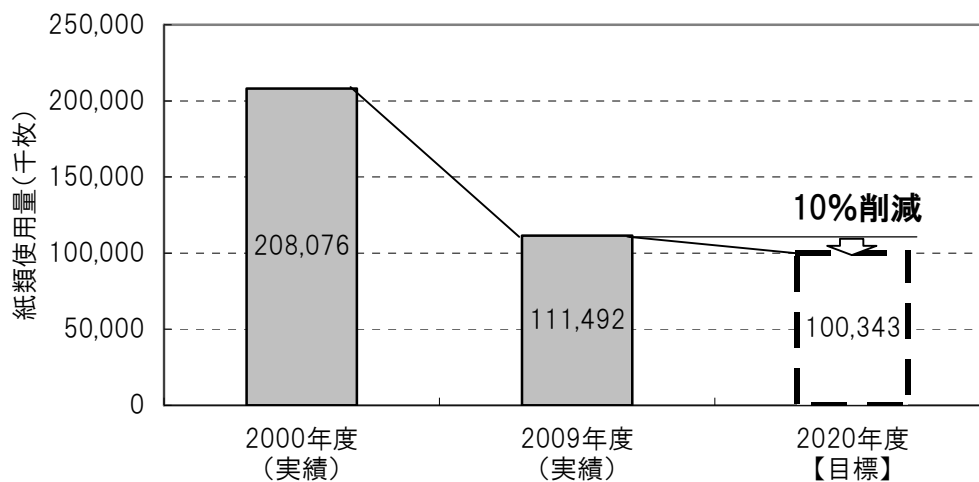
上水及び紙類の2009年度の使用量は、上水は1,303千 m^3 （2000年度比35%削減）、紙類は111,492千枚（2000年度比48%削減）であり、いずれも2000年度以降、大幅な削減が図られている。

引き続き、上水及び紙類の削減に向けた取組を進め、計画期間内に10%の使用量削減を目指すこととする。

上水使用量の削減目標



紙類使用量の削減目標



3 グリーン購入の推進

「沖縄県グリーン購入基本方針」に基づき、県の機関が実施する物品の調達に占める環境物品の割合を100%とする。

県では、平成13年度のグリーン購入法の施行を受けて、平成14年3月に、「沖縄県グリーン購入調達方針」を策定し、環境配慮型製品の優先的な購入に取り組んでいる。平成21年度の環境配慮型製品の購入率は各項目の平均で87.0%であった。引き続き環境配慮型製品の優先的な購入に取り組むこととし、物品の調達に占める環境物品の割合を100%にすることを目標とする。

なお、本庁各課においては、物品調達基金を通して購入しているため、調達目標をほぼ達成しているが、出先機関においては、環境配慮型製品の購入をさらに徹底していく必要がある。

4 廃棄物の減量化、リサイクルの推進

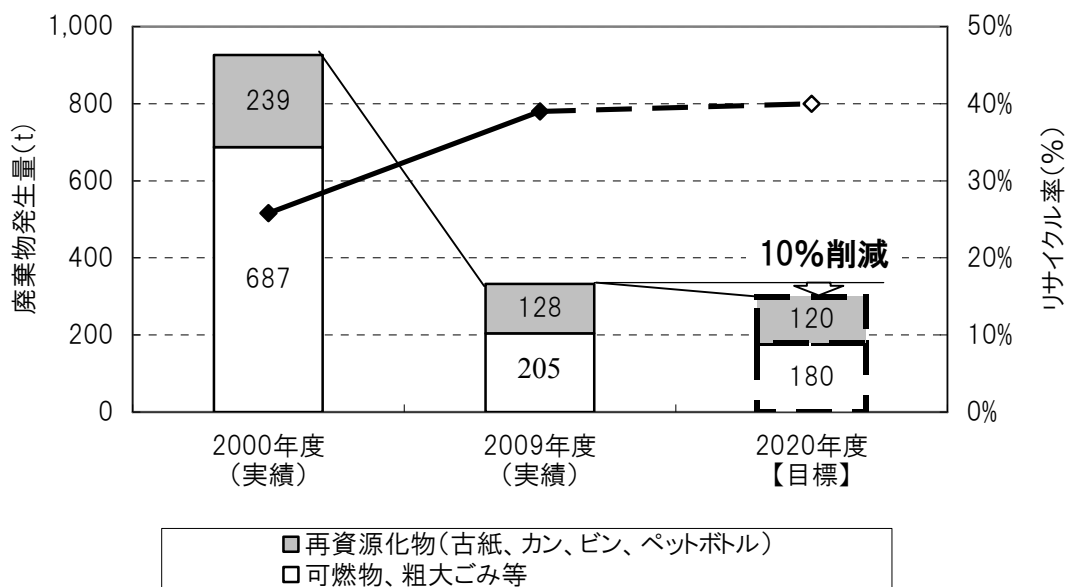
- ① 廃棄物の排出量を、平成32年度までに平成21年度比で10%削減する。
- ② 廃棄物のリサイクル率を、平成32年度までに40%以上にする。

本庁舎における廃棄物発生量は減少傾向にあり、2009年度は2000年度に比べ約64%削減している。また、リサイクル率は、2000年度の約26%から、2009年度には約40%程度まで増加している。

引き続き、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進に関する取組を進め、廃棄物発生量は計画期間内に10%削減、リサイクル率は引き続き40%の達成を目指す。

なお、廃棄物発生量等に関する取組結果の評価については、引き続き、発生量が正確に把握されている本庁舎の量によって行うものとする。

廃棄物削減量及びリサイクル率の目標



第3章 取り組むべき環境配慮行動

1 温室効果ガス削減等の推進

- (1) 省エネルギーに配慮した施設等の使用、管理
- (2) 公用車燃料使用量の削減

2 省資源の推進

- (1) 水資源の節約
- (2) 紙類の使用の抑制
- (3) その他環境に配慮した取組

3 グリーン購入の推進

- (1) 紙類
- (2) 文具類等
- (3) OA機器
- (4) 公用車

4 廃棄物の減量化、リサイクルの推進

- (1) 環境負荷の少ない物品の購入
- (2) 廃棄物の発生抑制
- (3) 廃棄物の分別排出の徹底
- (4) 建設資材廃棄物の再資源化
- (5) 有害化学物質の適正な処理(試験検査機関)
- (6) 感染性廃棄物の適正な処理
- (7) 公用車の適正な処理

5 その他の配慮事項

- (1) 施設の設計、管理等における環境への配慮
- (2) イベントにおける環境への配慮
- (3) 関係事業者、職員個人、来庁者に対する環境への配慮の協力

第4章 計画の推進と進行管理

1 計画の決定等（Plan / Action）

(1) 計画の決定

計画は、「環境基本計画推進会議」における協議を経て、知事が定める。

(2) 計画の見直し

計画の継続的な改善を進めるために行動目標等を見直す場合は、(1)と同様の手続きにより行う。

2 計画の推進（Do）

(1) 推進体制の整備

知事は、全機関の長と職員に対し、本計画に基づく環境配慮の取組を推進することを指示する。

(2) 職員への普及啓発

全機関の長は、各班長等を通して、所属職員が環境配慮の取組を推進するよう普及啓発を図る。

本計画事務局(環境再生課)は、各職場での環境配慮行動等を促進するため、環境保全に関する情報の提供、研修の実施、その他の必要な措置を講じる。

(3) 自主的な環境配慮行動の推進

計画に定める環境配慮行動項目等のほか、職員等の工夫による自主的、積極的な環境配慮の取組を推進する。

3 計画の点検・公表（Check）

(1) 環境配慮の取組の実績調査

本計画事務局は、全機関を対象に環境配慮の取組状況について、定期的に調査する。

(2) 点検・評価

(1)の調査結果は、環境基本計画推進会議幹事会で点検、評価を行い、実績報告書を作成する。

(3) 公表

(2)の実績報告書は、環境基本計画推進会議における確認を経て知事に報告した後、公表する。

4 各機関の役割

(1) 各部局等の主管課（別表：率先実行計画対象機関等）

- ① 各部局各課及び出先機関のエネルギー使用量、環境物品の購入率等の実績をとりまとめ、事務局へ報告する。
- ② その他、計画の推進に協力する。

(2) 物品等の集中調達機関（物品管理課）

- ① 年契物品単価表（環境保全製品リスト）を作成し、各機関へ周知する。
- ② 不用備品や物品のリサイクルシステムを確立し、効率的な活用を図る。

(3) 庁舎等の管理機関（管財課、各施設所管課）

- ① 空調、照明、エレベーター、給水(湯)、下水処理及び施設内の緑化等の管理は、本計画その他に基づき適切に行う。
- ② 省エネ機器を積極的に導入する。
- ③ 業者が設置する自動販売機等の機器については、省エネ型機器の設置を求める。
- ④ 廃棄物の減量化とリサイクルを推進するため、ごみ分別を徹底するなど効果的な手段を講じる。
- ⑤ 排出された廃棄物の適正処理と管理を行う。
- ⑥ 庁舎等での廃棄物の排出量、再資源化量及び処分量等の実績を重量、種類ごとにとりまとめ、事務局へ報告する。

(4) 情報システムの管理機関（総合情報政策課）

- ① 省エネ型のパソコンや周辺機器の導入を推進する。
- ② COLAL21ネットワークシステムを利用したコミュニケーションの円滑化や情報共有化を進める。

(5) 職員のサービス及び研修を所管する機関（人事課）

- ① 定時退庁、時間外勤務の縮減を促進する。
- ② ライトダウンの実施等を通して、ノー残業デーの周知・徹底を図る。

(6) 公共工事の環境対策及び県有建築物の企画、設計を所管する機関

- ① 庁舎等建築に伴う副産物の再資源化に努め、その実績（再資源化率等）をとりまとめる。
- ② 施設等の設計にあたっては省エネ型の構造とし、自然エネルギーなどの活用に努める。またその他の設備についても環境に配慮した製品を導入する。
- ③ 「実施設計単価表」に再利用製品を掲載し、再利用製品の利用を促進する。
- ④ 公共施設の維持管理にあたっては、ESCO事業等により省エネ型設備を積極的に導入し、地球温暖化防止対策を図る。

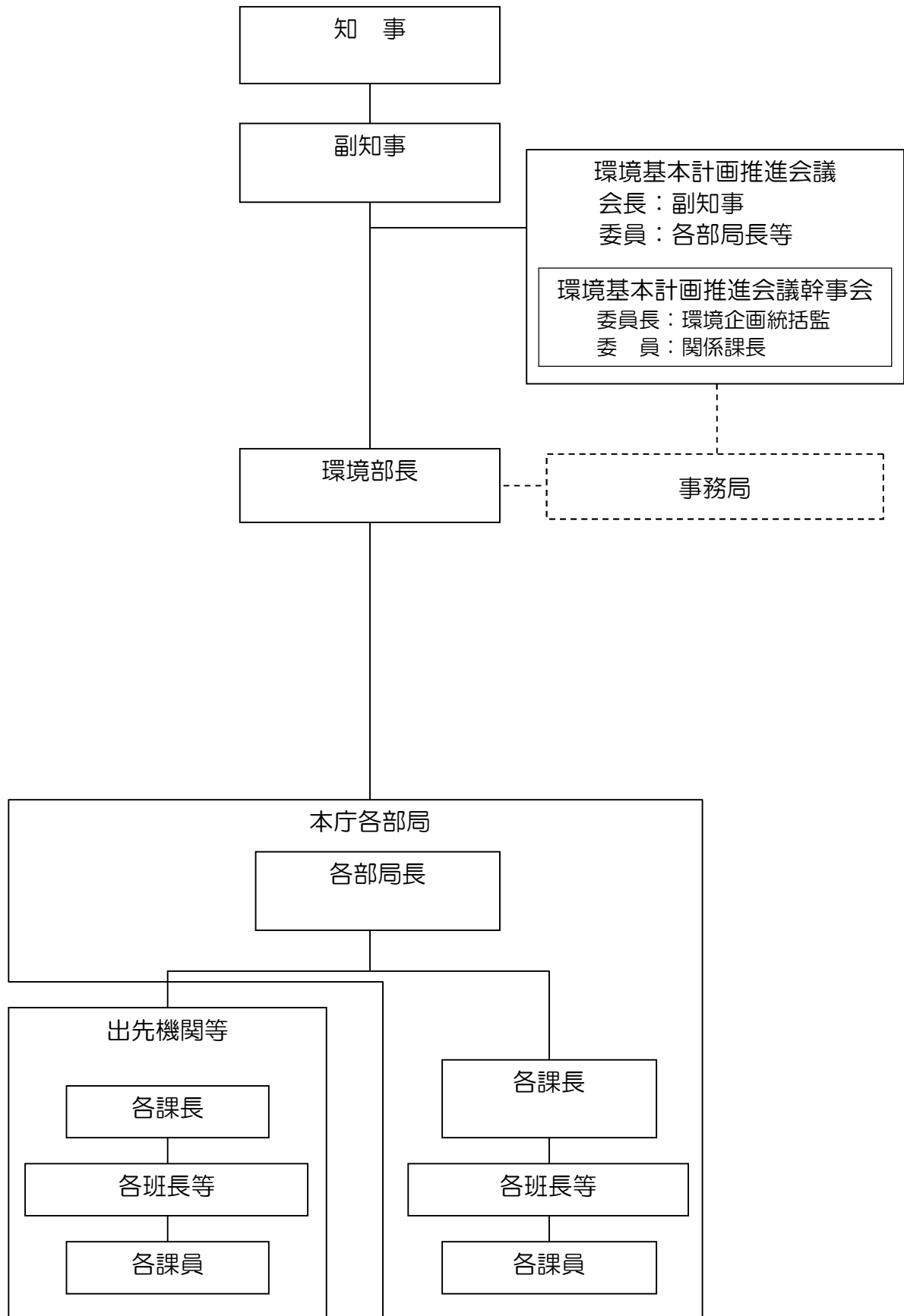
(7) 県予算を総括する機関（財政課）

- ① 当初予算見積もり基準の策定にあたっては、低公害車等の環境物品の購入を前提とした基準の策定に努める。

(8) 事務局（環境再生課）

- ① 本計画に係る事務を処理する。
- ② 全機関、全職員に対し、本計画の周知を図る。
- ③ 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、環境物品等の調達の推進を図るための方針を策定し、各機関へ周知する。
- ④ 特定調達品目については、環境物品の調達目標を定めその達成に努める。
- ⑤ 環境物品の購入率等の実績をとりまとめる。
- ⑥ 実績調査により各部局のエネルギー使用量、環境物品の購入率等の実績等をとりまとめる。
- ⑦ 環境基本計画推進会議及び環境基本計画推進会議幹事会による点検・評価・確認を経て実績報告書を作成し、公表する。

沖縄県環境保全率先実行計画推進組織図



別表

率先実行計画対象機関等

部局等名	主管課（とりまとめ課）	対象機関等
知事公室	秘書課	各課、出先機関
総務部	総務私学課	各課、出先機関
北部合同庁舎		庁舎管理部門
中部合同庁舎		庁舎管理部門
南部合同庁舎		庁舎管理部門
宮古合同庁舎		庁舎管理部門
八重山合同庁舎		庁舎管理部門
企画部	企画調整課	各課、出先機関
環境部	環境再生課	各課、出先機関
文化観光スポーツ部	観光政策課	各課、出先機関
福祉保健部	福祉政策課	各課、出先機関
保健医療部	保健医療総務課	各課、出先機関
農林水産部	農林水産総務課	各課、出先機関
商工労働部	産業政策課	各課、出先機関
土木建築部	土木総務課	各課、出先機関
出納事務局	会計課	各課
企業局	総務企画課	各課、出先機関
病院事業局	県立病院課	各課、各病院
県議会事務局	総務課	各課
教育庁	総務課	各課、出先機関、教育機関
警察本部	会計課	各課、各警察署、警察学校
監査委員事務局	監査課	
人事委員会事務局	総務課	各課
労働委員会事務局	調整審査課	各課

沖縄県グリーン購入基本方針

1 目的

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」第10条に規定する環境負荷の低減に資する物品又は役務（以下「環境物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を策定するにあたって、本県における環境物品等の調達に係る基本方針（沖縄県グリーン購入基本方針）を定める。

2 対象機関

知事部局、企業局、病院事業局、議会事務局、教育庁、警察本部、監査委員事務局、人事委員会事務局、及び労働委員会事務局とする。

3 基本的な考え方

- (1) 県が、環境物品等の優先的な調達に率先して取り組むことにより、環境物品等の市場の形成や開発の促進に寄与し、地域経済における環境物品等への需要の転換を促して、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図ることを目指すものとする。
- (2) 物品等の調達に当たっては、まず調達の必要性和適正な調達数量について十分検討し、従来考慮されてきた価格や品質に加え、環境保全の観点から次のような環境負荷の低減に配慮した物品等を調達することとする。
 - ①環境汚染物質の使用や放出が削減されていること。
 - ②省資源や省エネルギー設計となっていること。
 - ③長期間の使用や部品等の再使用が可能であること。
 - ④有効な再生利用が可能であること。
 - ⑤廃棄時の処理・処分が容易になるような配慮がなされていること。
- (3) 公共工事については、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、環境負荷の少ない資材、建設機械若しくは工法を使用し、又は目的物を構築する公共工事の調達を推進することとする。

4 推進方法

- (1) 特定調達品目及び調達目標
環境部は、この方針に則して重点的に調達を推進する環境物品等（以下、「特定調達品目」という。）の種類及び調達目標等を定めた「沖縄県グリーン購入調達方針」（以下、「調達方針」という。）を毎年度作成するものとする。
- (2) 各機関におけるグリーン購入調達の実施
各機関は、調達方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行う。
- (3) 調達実績の取りまとめ、点検、公表
毎年度の特定調達品目に係る調達実績の取りまとめ等については、「沖縄県環境保全率先実行計画」の定めるところによる。

附 則

この方針は、平成19年1月17日から施行する。

この方針は、平成29年9月19日から施行する。

資料編

資料編目次

第1章 沖縄県環境保全率先実行計画の取組実績

- | | |
|---------------------|------|
| 1 エネルギー等使用量について | 資料 1 |
| 2 温室効果ガス排出量について | 資料 8 |
| 3 省資源について | 資料11 |
| 4 グリーン購入について | 資料13 |
| 5 廃棄物の減量化、リサイクルについて | 資料14 |
| 6 取り組み状況意識調査について | 資料15 |

第2章 温室効果ガスの排出削減目標の達成シナリオ

- | | |
|----------------------------|------|
| 1 目標設定の考え方 | 資料16 |
| 2 燃料種別温室効果ガス削減量 | 資料17 |
| 3 沖縄県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要 | 資料19 |
| 4 環境配慮行動チェックリスト | 資料21 |

第1章 沖縄県環境保全率先実行計画の取組実績

1 エネルギー等使用量について

(1) 電気使用量（主な使用機器：照明、OA機器、施設の運転管理等）

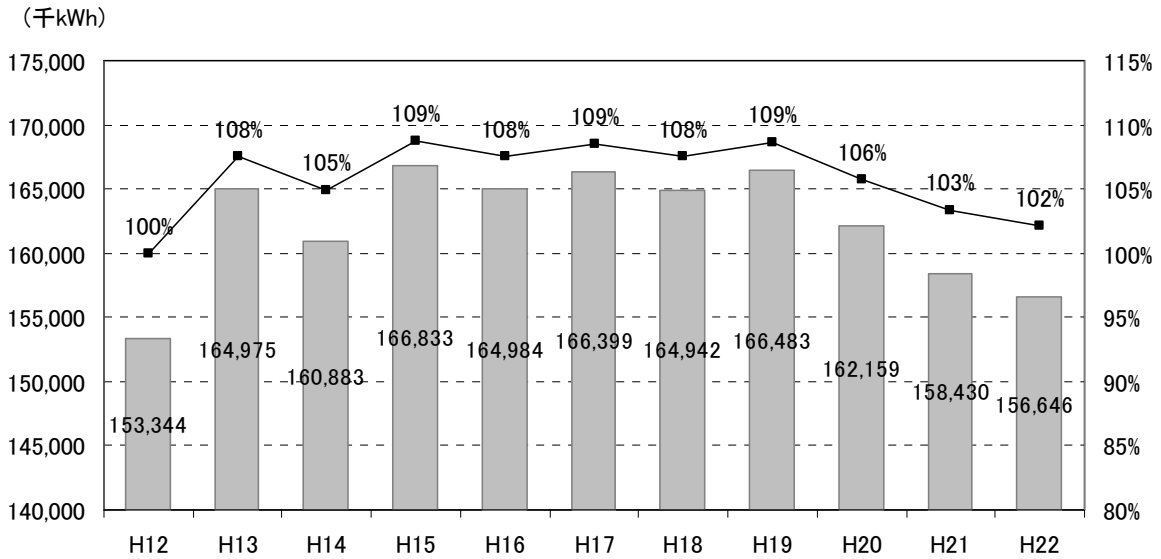


図1-1 電気使用量

■ 部局別電気使用量

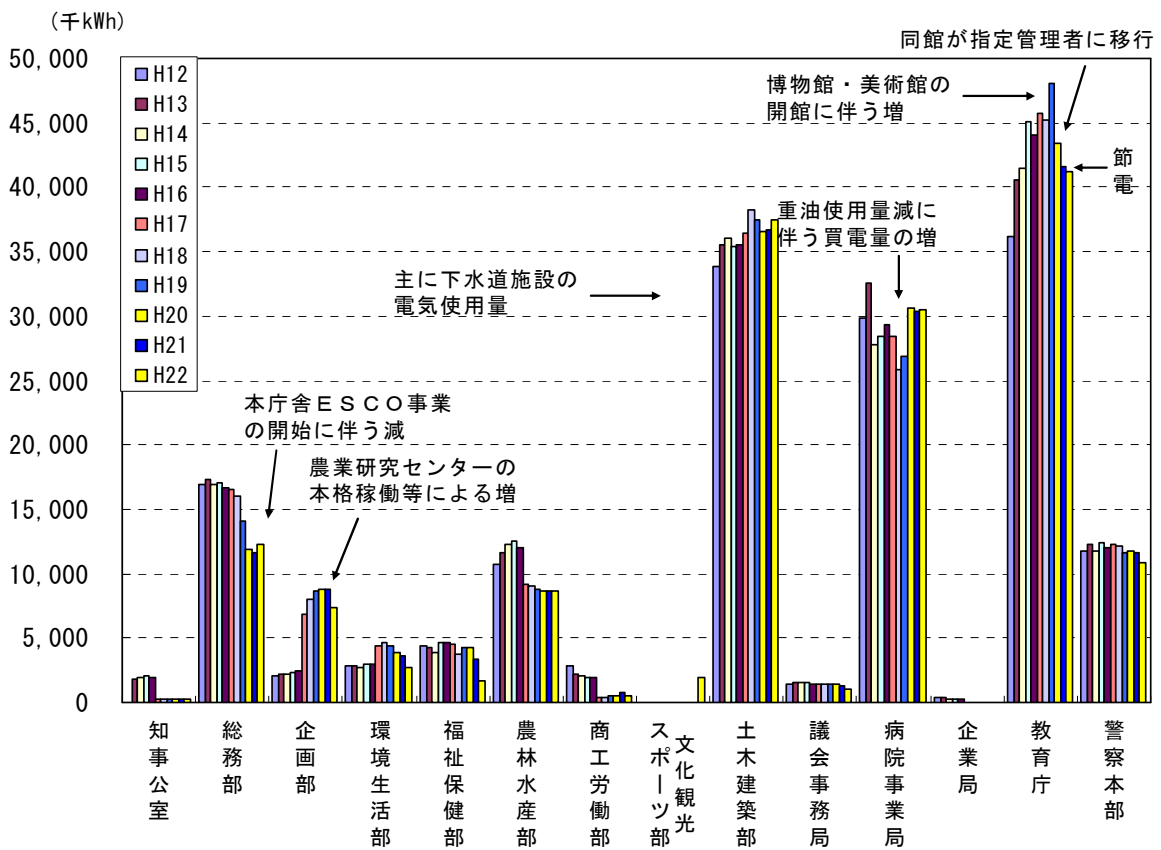


図1-2 部局別電気使用量

(2) 重油使用量（主な使用機器：自家発電施設、船舶等）

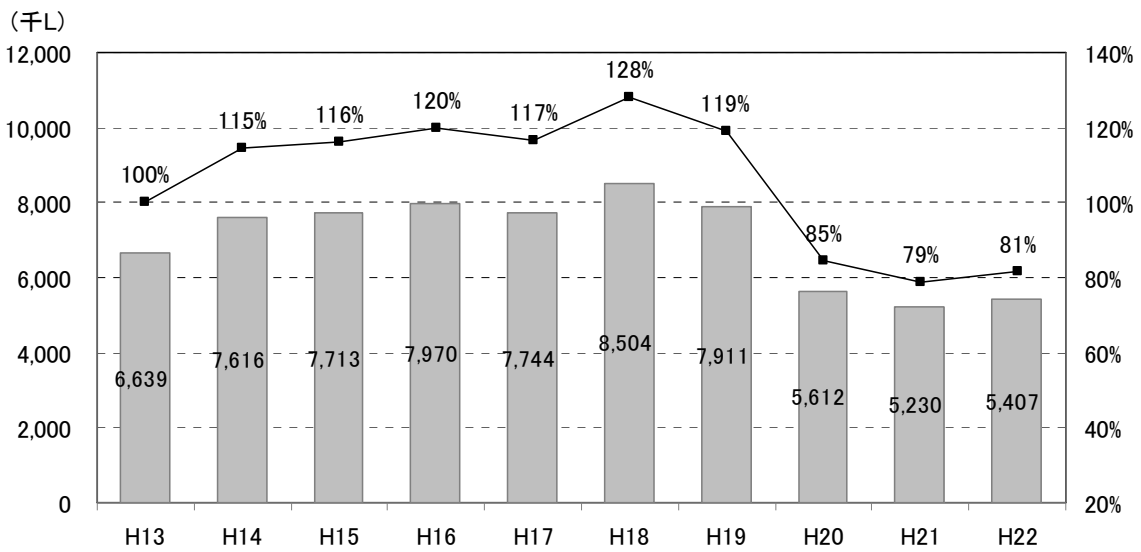


図1-3 重油使用量（平成13年度～）

■ 部局別重油使用量

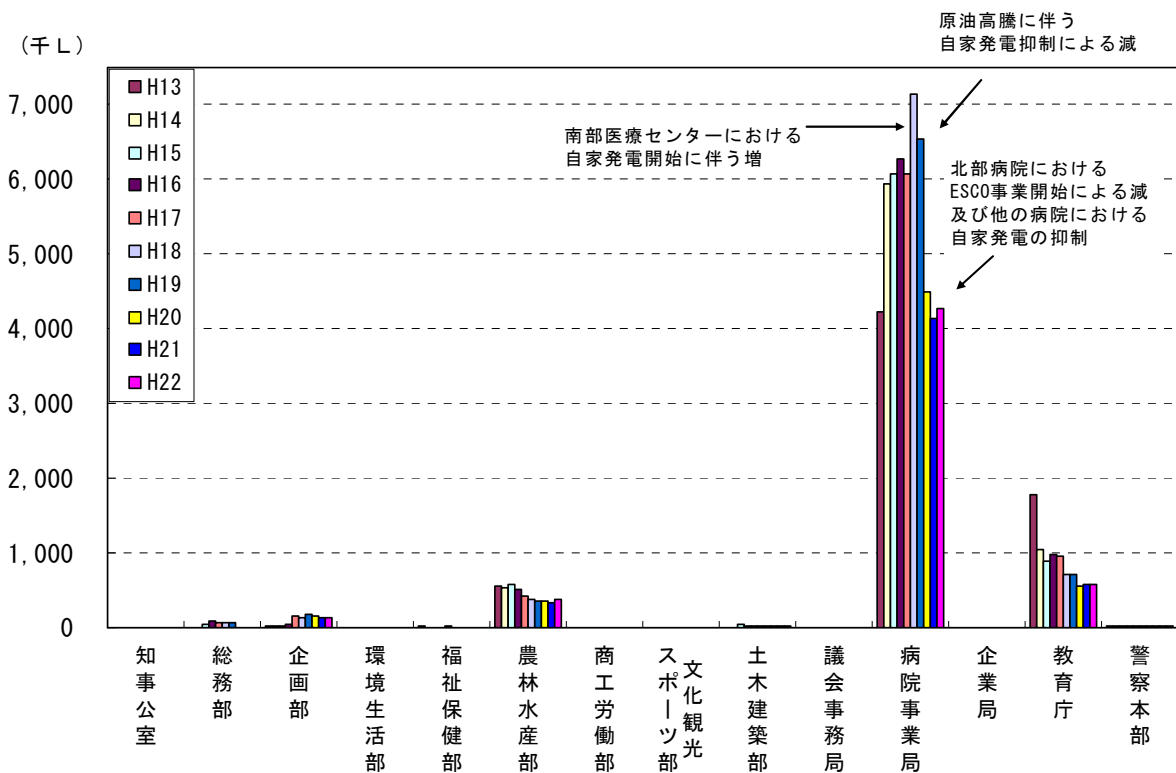


図1-4 部局別重油使用量

(3) 灯油使用量（主な使用機器：廃棄物焼却施設、ボイラー等）

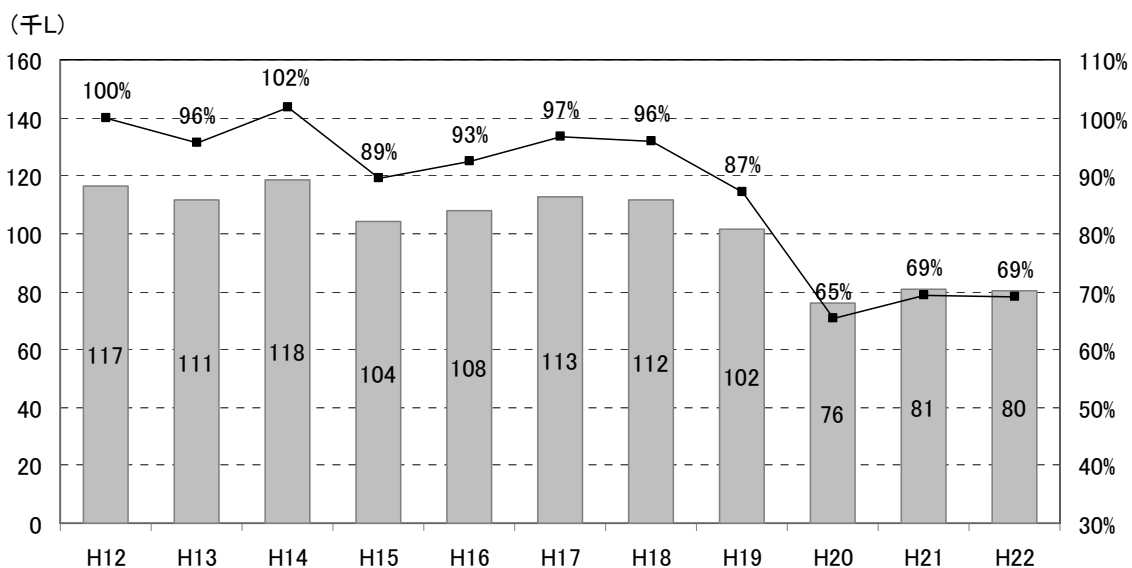


図1-5 灯油使用量

■ 部局別灯油使用量

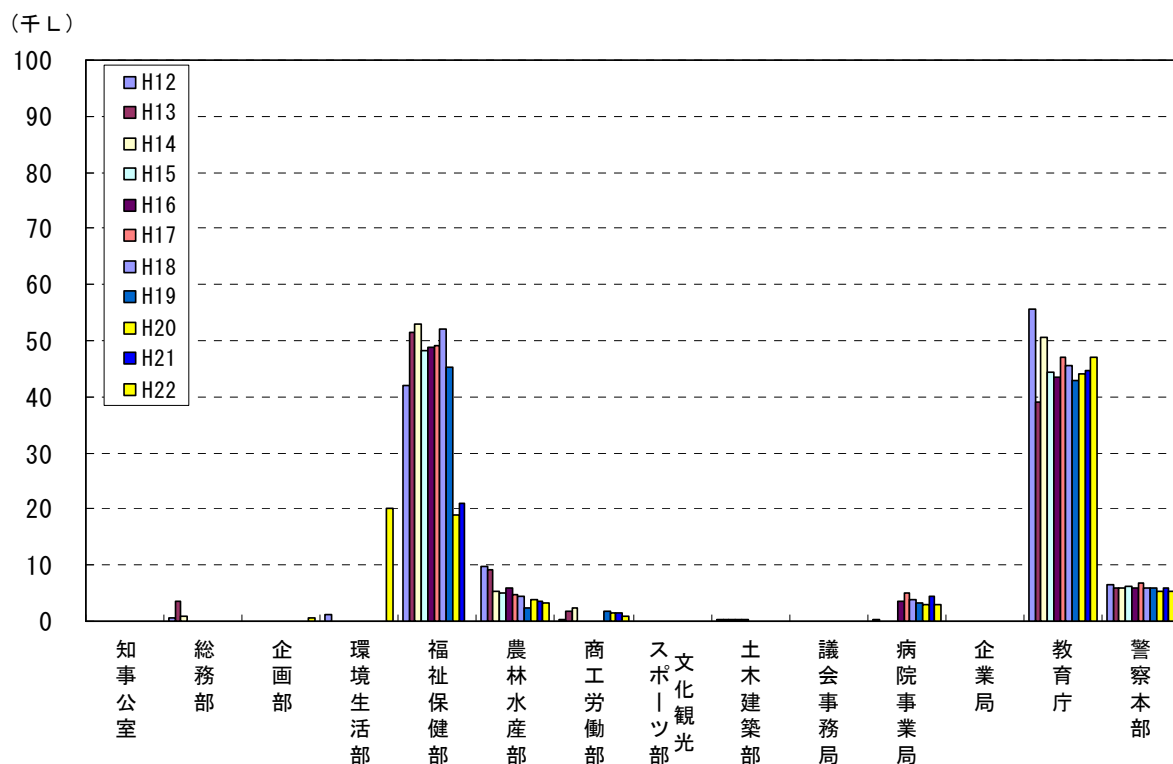


図1-6 部局別灯油使用量

(4) LPガス使用量（主な使用機器：給湯、実験施設等）

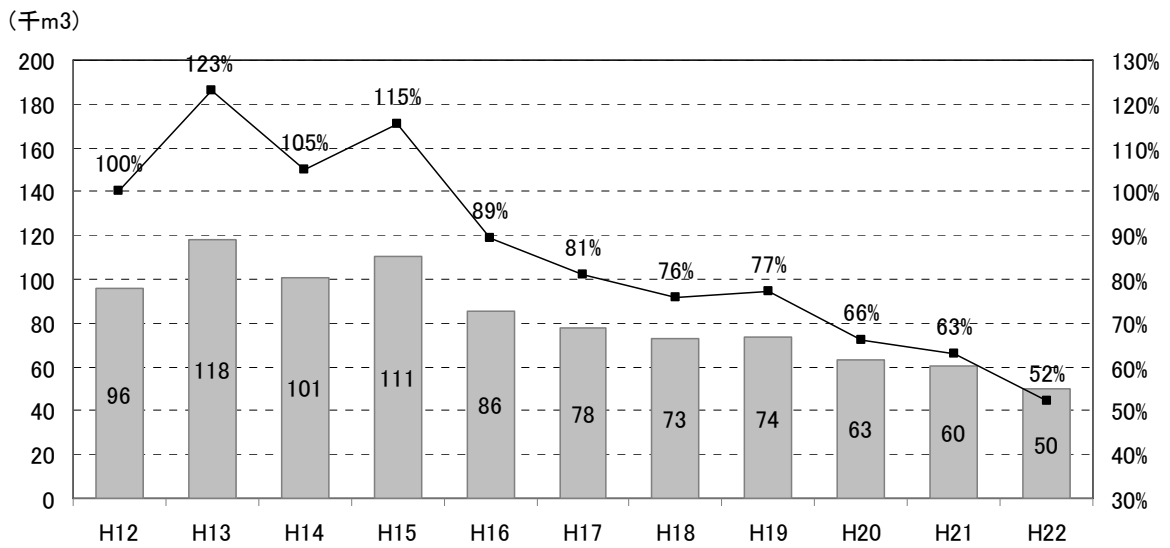


図1-7 LPガス使用量

■ 部局別LPガス使用量

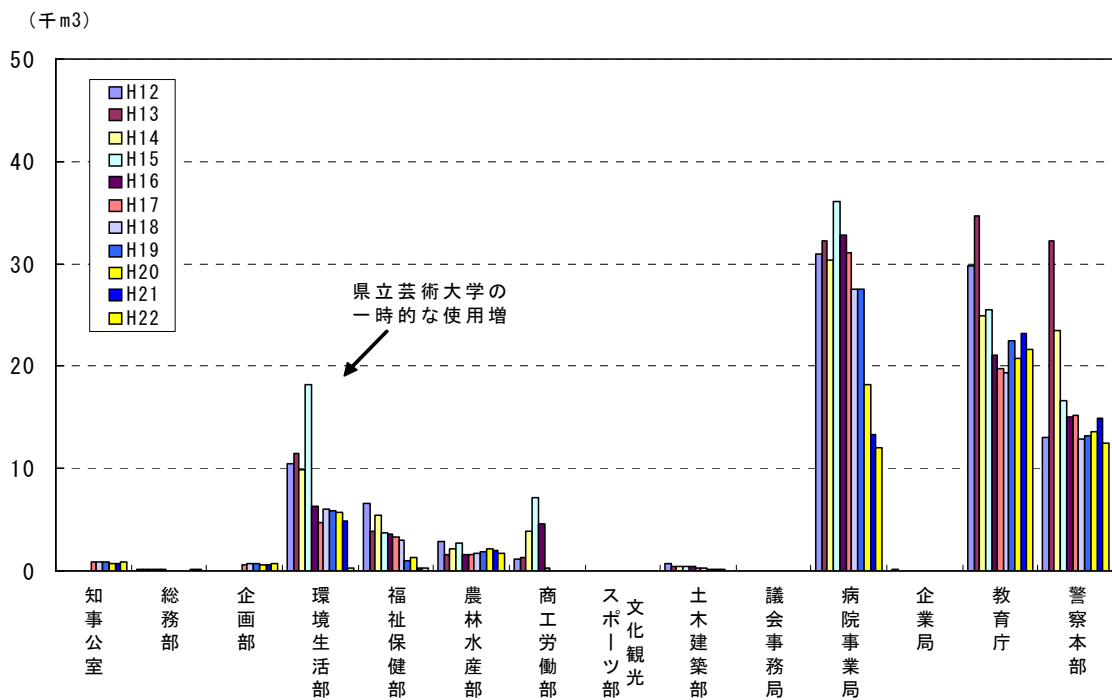


図1-8 部局別LPガス使用量

(5) 都市ガス使用量（主な使用機器：給湯、空調施設等）

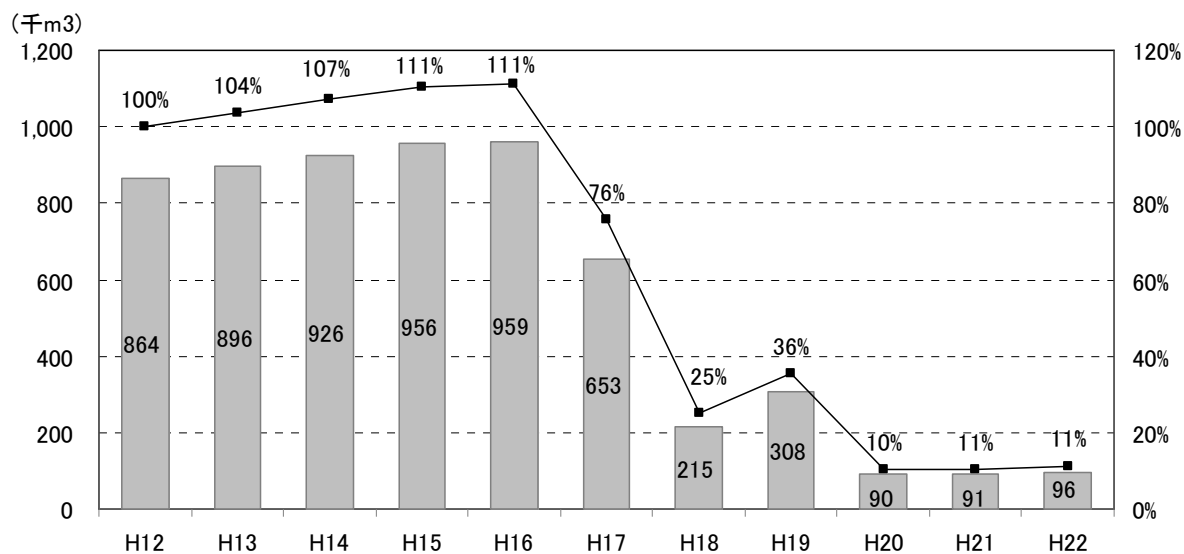


図1-9 都市ガス使用量

■ 部局別都市ガス使用量

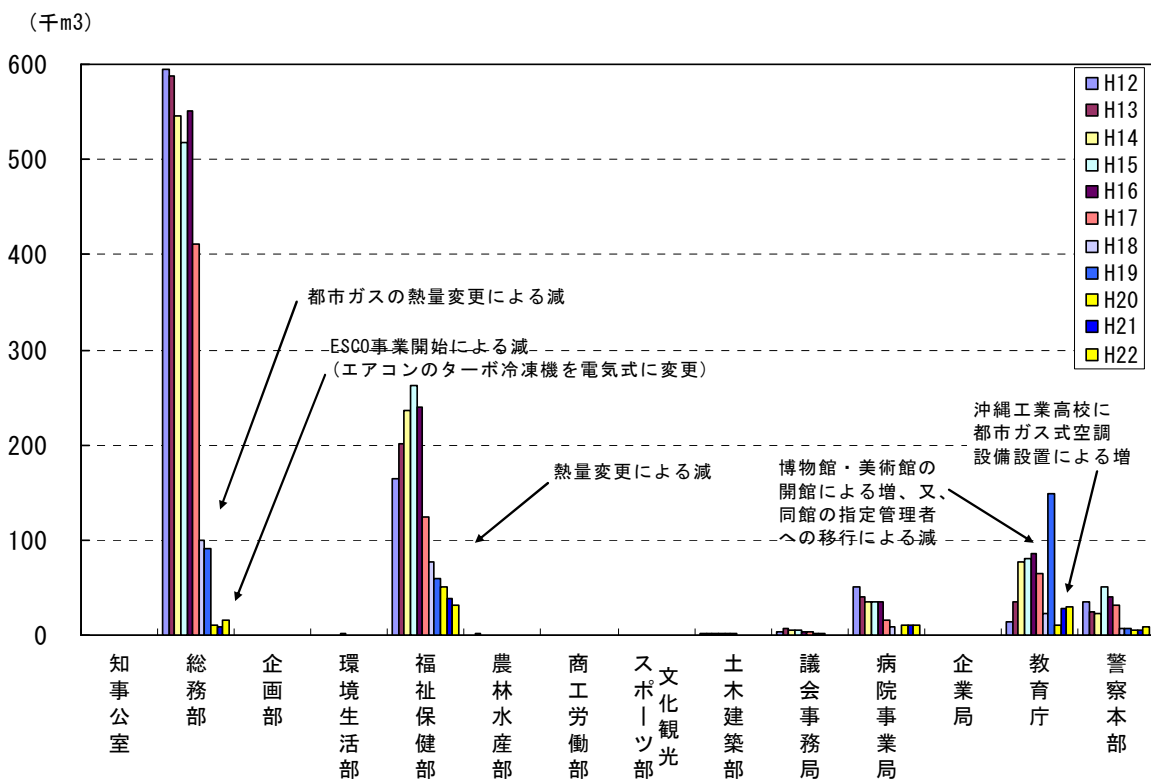


図1-10 部局別都市ガス使用量

(6) ガソリン使用量（主な使用機器：公用車、給水ポンプ、草刈機等）

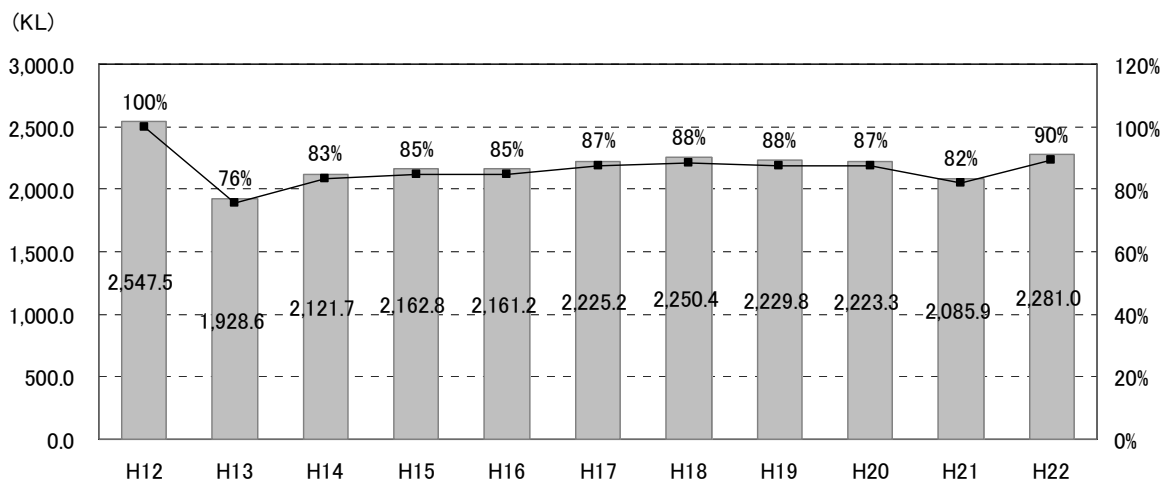


図1-11 ガソリン使用量（公用車）

■ 部局別ガソリン使用量

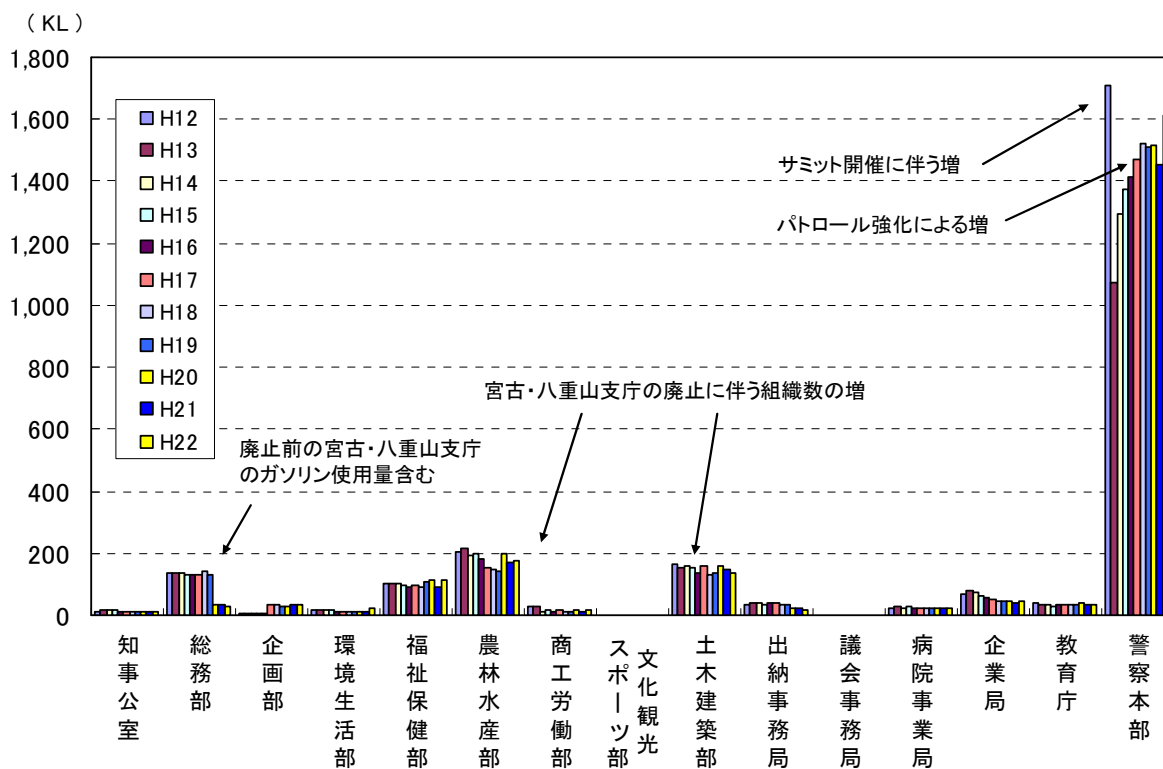


図1-12 部局別ガソリン使用量（公用車）

(7) 軽油使用量（主な使用機器：公用車、船舶等）

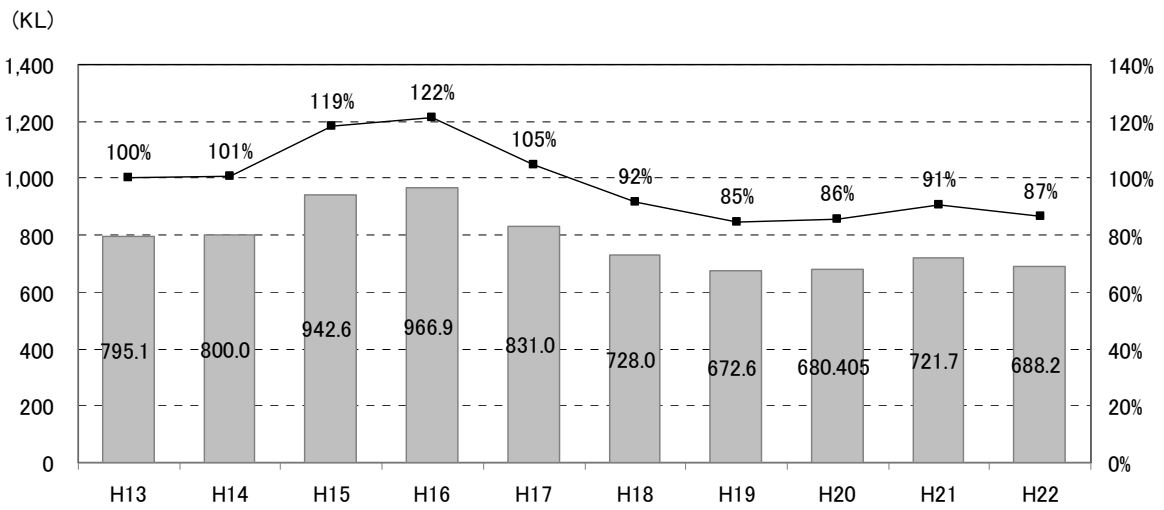


図1-13 軽油使用量（平成13年度～）

■ 部局別軽油使用量

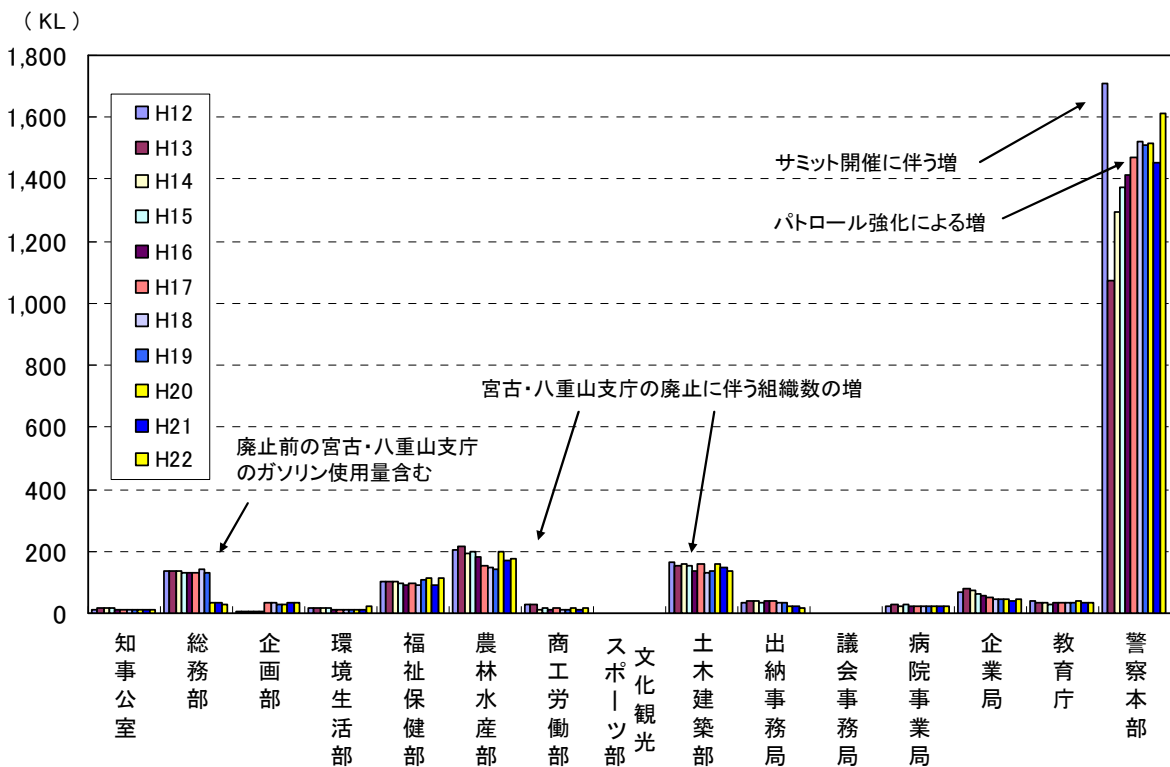


図1-14 部局別軽油使用量

2 温室効果ガス排出量について

(1) 温室効果ガス排出量の推移について

平成22（2010）年度の温室効果ガス排出量は172,747t-CO₂であり、前年度と比較して-0.2%減少しているが、平成12（2000）年度からは2.4%増加している。

経年変化では、平成15（2003）年度をピークに減少傾向にあり、取り組みの成果が着実に現れてきている。引き続き、各種対策を推進していくことで、さらなる削減を目指す。

表2-1 温室効果ガス排出量（CO₂換算）

（単位：t-CO₂eq）

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
CO ₂ (二酸化炭素)	164,084	173,900	176,491	187,367	186,208	186,566	185,587	185,772	176,524	169,303	169,067
CH ₄ (メタン)	2,231	2,225	2,144	2,366	2,487	2,591	2,613	2,714	2,543	2,741	2,500
N ₂ O(一酸化二窒素)	2,321	2,239	2,065	2,649	2,453	2,348	2,210	1,880	1,720	1,596	1,155
HFC(ハイドロフルオロカーボン)	82	90	24	25	28	29	30	33	32	35	26
CO ₂ 換算合計	168,718	178,453	180,725	192,406	191,176	191,534	190,440	190,399	180,819	173,674	172,747
平成12年度比	—	5.8%	7.1%	14.0%	13.3%	13.5%	12.9%	12.9%	7.2%	2.9%	2.4%
前年度比	—	5.8%	1.3%	6.5%	-0.6%	0.2%	-0.6%	-0.02%	-5.0%	-4.0%	-0.5%

(t-CO₂)

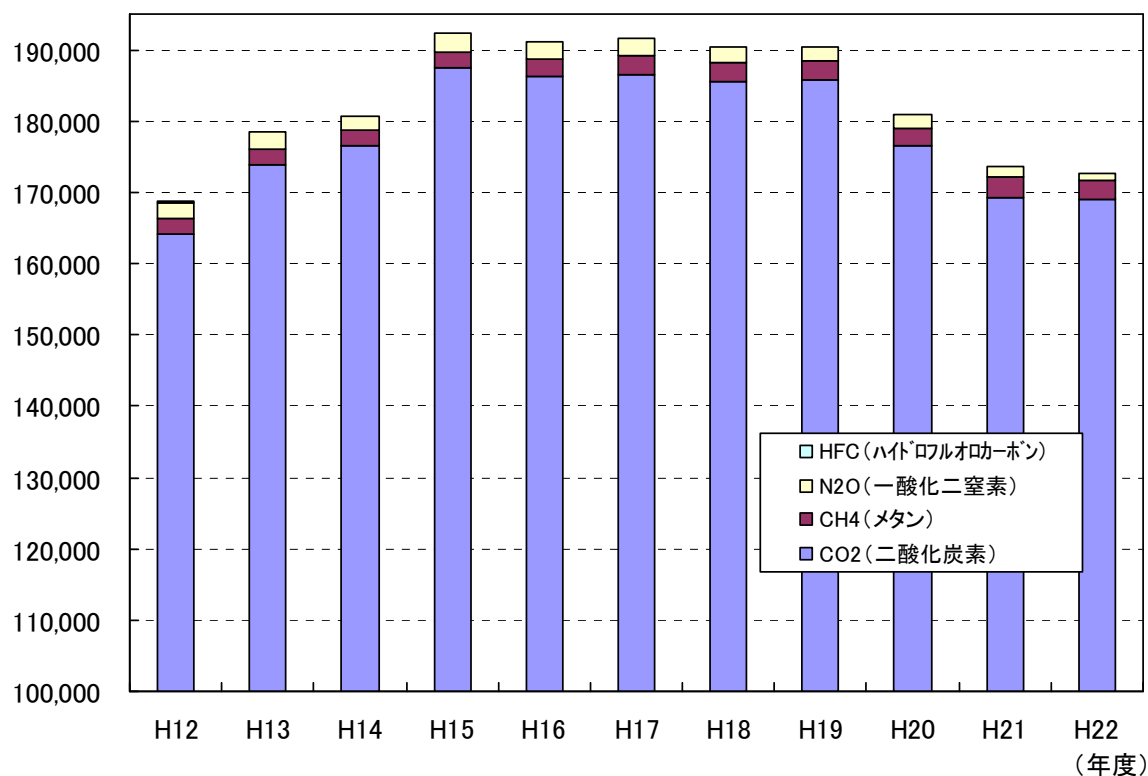


図2-1 温室効果ガス排出量（CO₂換算）の推移

表2-2 排出要因別温室効果ガス排出量

(排出量の単位：t-CO₂eq)

ガスの種類	排出要因	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H12年度比	
CO ₂	電気使用量	134,942	146,828	146,404	156,823	155,085	156,415	153,726	155,495	153,403	147,498	146,464	8.5%	
	燃料の使用	重油	18,390	18,390	21,095	20,901	21,597	20,986	23,047	21,438	15,208	14,174	14,653	-20.3%
		軽油	3,003	2,173	2,148	2,541	2,501	2,266	2,007	1,822	1,830	1,891	1,803	-40.0%
		灯油	293	313	297	266	269	280	278	253	190	201	200	-31.6%
		ガソリン	5,901	4,471	4,893	5,035	5,103	5,218	5,301	5,191	5,180	4,839	5,292	-10.3%
		LPガス	579	712	608	673	521	631	443	449	385	367	305	-47.3%
		都市ガス	976	1,012	1,047	1,128	1,132	771	785	1,123	330	332	350	-64.1%
		CO ₂ 合計	164,084	173,900	176,491	187,367	186,208	186,566	185,587	185,772	176,524	169,303	169,067	3.04%
CH ₄	自動車・船舶、 下水処理、家 畜、水田等	2,231	2,225	2,144	2,366	2,487	2,591	2,613	2,714	2,543	2,741	2,500	12.0%	
N ₂ O		2,321	2,239	2,065	2,649	2,453	2,348	2,210	1,880	1,720	1,596	1,155	-50.2%	
HFC	カーエアコンから のフロン漏出	82	90	24	25	28	29	30	33	32	35	26	-68.5%	
合計(CO₂換算)		168,718	178,453	180,725	192,406	191,176	191,534	190,440	190,399	180,819	173,674	172,747	2.4%	

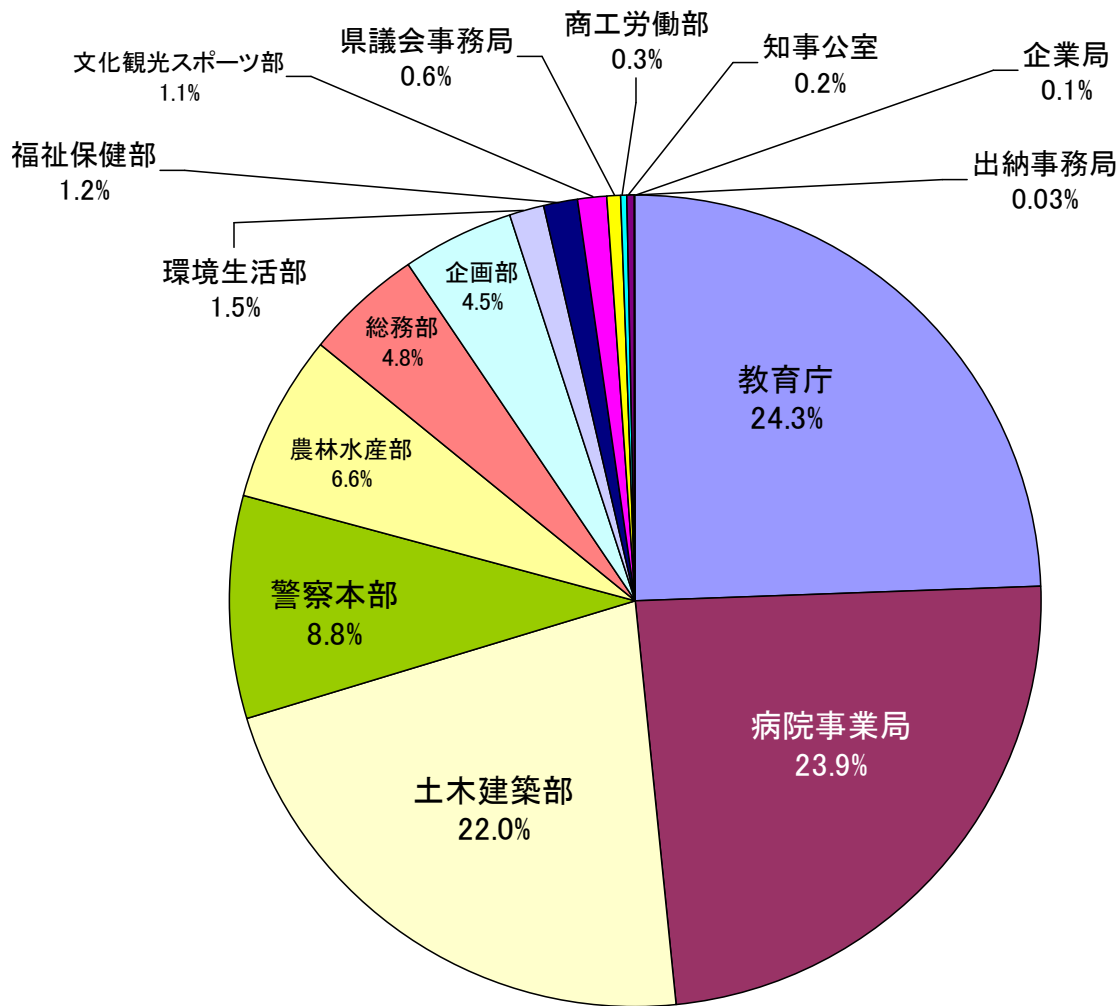


図2-2 平成22年度 部局別温室効果ガス排出割合

(2) 評価対象となる温室効果ガス排出量の推移について

本計画では、エネルギー使用量及び温室効果ガス削減目標の設定において、下記事項を対象外としている。 ※本編4ページ参照

- 水道用水供給事業におけるエネルギー使用量
- 警察車両の燃料使用量
- 教育庁の燃料使用量

上記事項を除いた温室効果ガス排出量の推移は以下のとおりである。

表2-3 温室効果ガス排出量

(水道用水供給事業におけるエネルギー使用量、警察車両の燃料使用量及び教育庁の燃料使用量を除く)

排出要因	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
CO2排出量(t)	131,842	139,575	139,686	146,550	146,409	144,903	143,689	141,738	135,961	131,321	130,229
基準年度比(H12年度)	100	105.9	105.9	111.2	111.0	109.9	109.0	107.5	103.1	99.6	98.8
前年度比(増減率)	—	5.9%	0.1%	4.9%	-0.1%	-1.0%	-0.8%	-1.4%	-4.1%	-3.4%	-0.8%

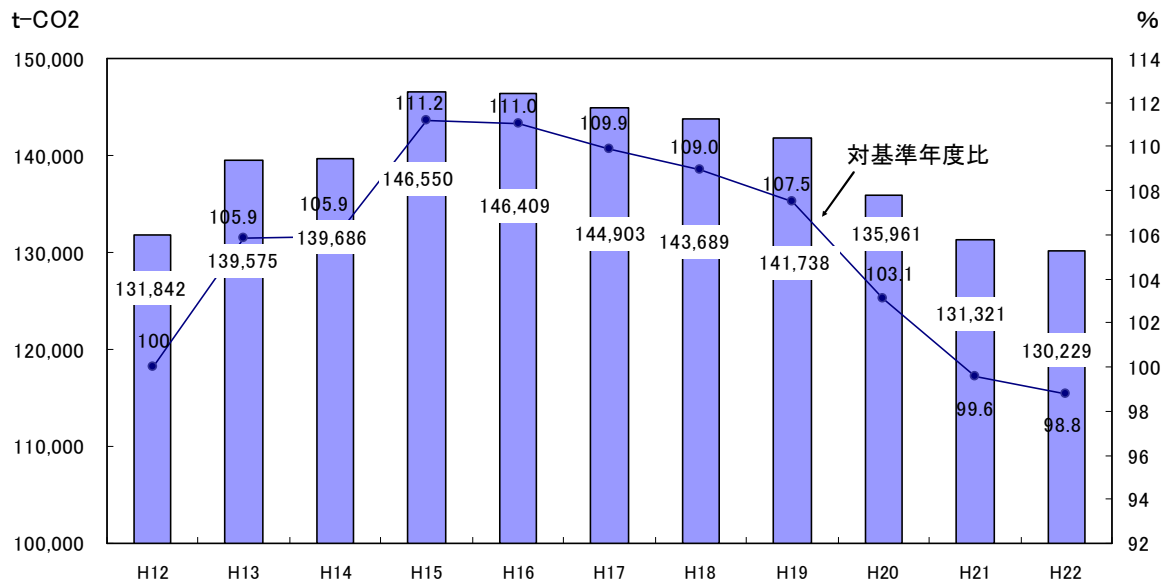


表2-4 温室効果ガス排出量の推移と目標値

※ 第3期計画では、温室効果ガスの総排出量を、平成22（2010）年度までに平成12（2000）年度比で8%削減することを目標として掲げていたが、結果は1.2%削減となり、目標は達成できなかった。

3 省資源について

(1) 上水使用量

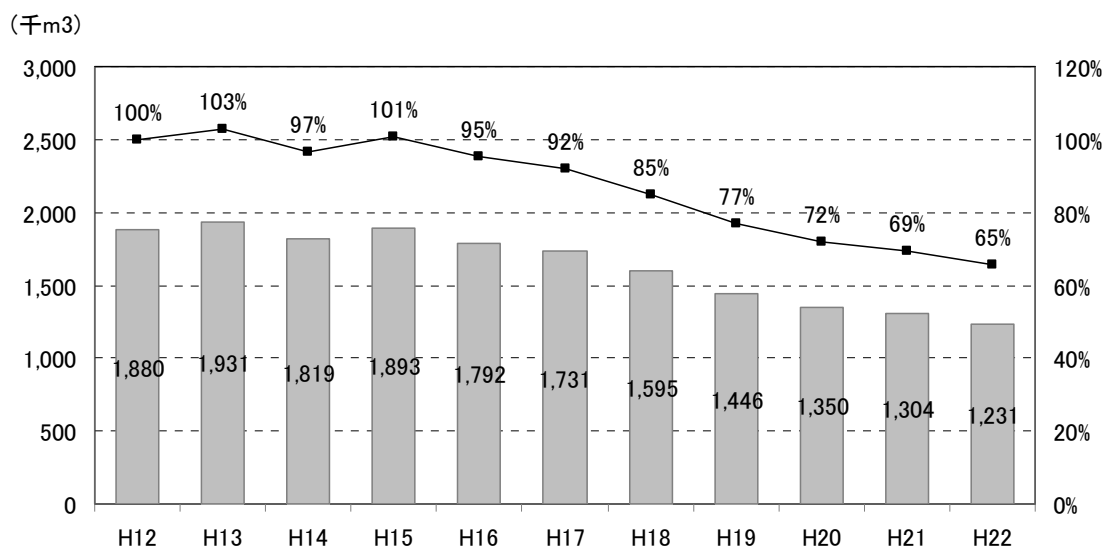


図3-1 上水使用量

■ 部局別上水使用量

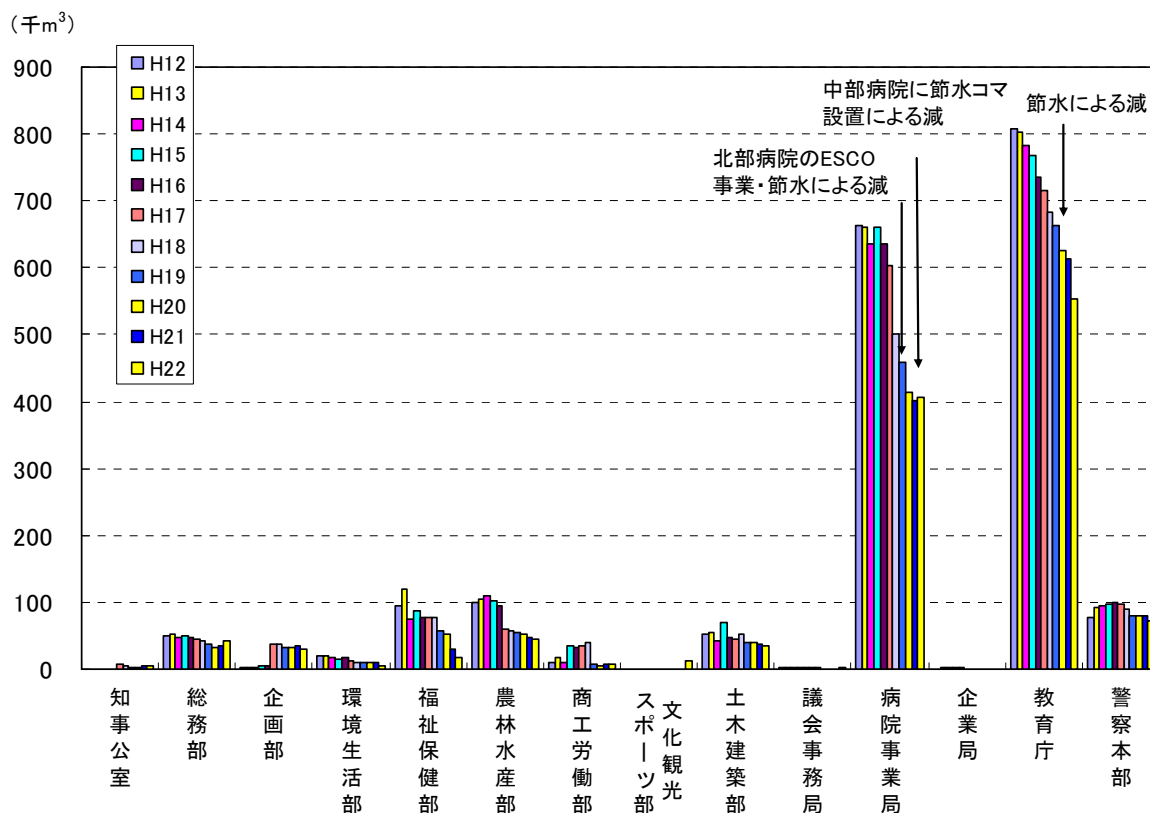


図3-2 部局別上水使用量

(2) 紙類使用量

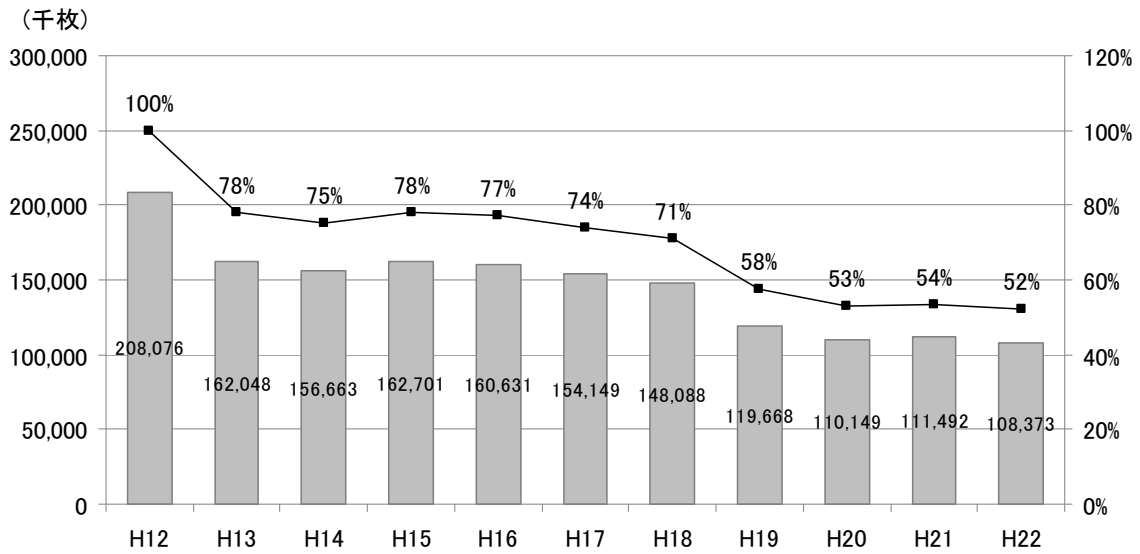


図3-3 紙類使用量

■ 部局別紙類使用量

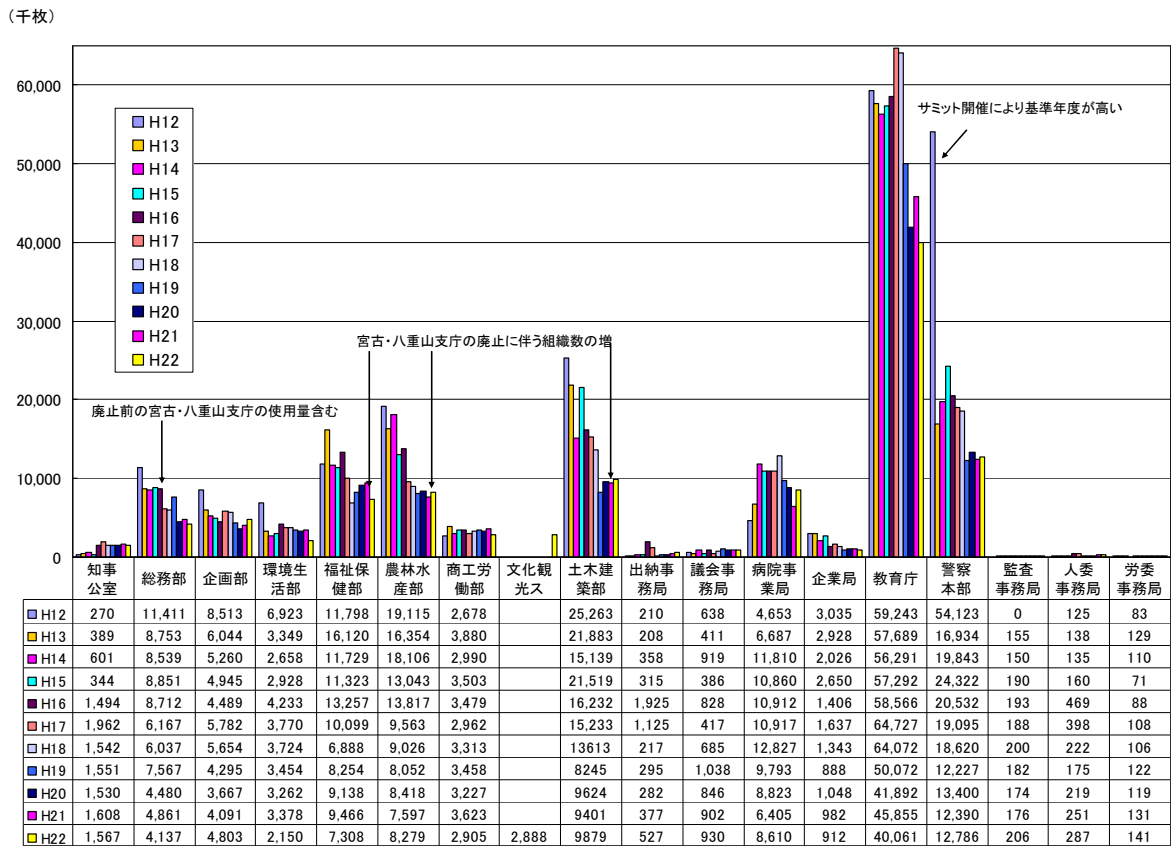


図3-4 部局別紙類使用量

4 グリーン購入について

(1) 環境配慮型製品購入状況について

表4-1 分野別にみた環境配慮型製品の購入率

(単位：%)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
紙類	85.6	92.4	86.9	92.5	95.2	91.4	85.3	86.8	88.2
納入印刷物	67	84	89.1	91.7	—	—	—	—	—
文具類	79	74.3	91	92.3	93.2	95	95.5	96.4	95.6
オフィス家具	44	58.2	69.3	59.9	89.2	88	93.5	90.5	89
OA機器	60	92.7	91.2	70.6	89.6	92.6	87.6	84	62.6
家電製品	41	56.6	59.1	74.3	92.8	92.3	88.3	93.4	85.9
照明	32.1	28.5	60.5	53	72.9	65.7	70	71.3	69.3
自動車	100	48	81.8	70.2	50	50.9	43.8	87.6	88.6
消火器	—	—	—	—	—	—	87.2	97.6	93
制服・作業服	16	30.3	78.2	23.4	36.9	79.1	37.6	80.8	39.2
インテリア・寝装 寝具	40	73.8	65.5	38.4	49.5	94.1	67.4	75.3	95
作業用手袋	17	61.6	2.1	2.5	3.1	99.1	92.6	78.5	87
その他繊維製品	1	71.3	37.3	22	56.5	65.6	85.1	80	81.2
防災備蓄用品	—	—	—	—	—	—	32.5	—	—
平均	48.6	64.3	67.7	57.6	66.3	83.1	74.3	85.2	81.2

(2) 再生紙使用比率について

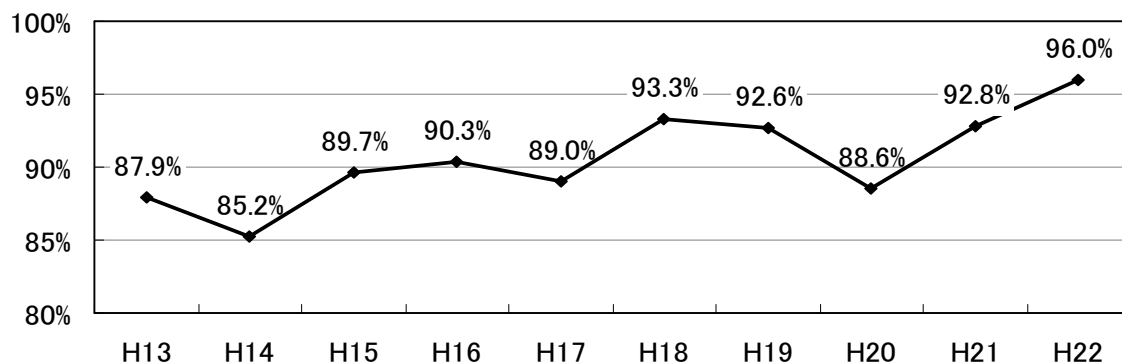


図4-1 再生紙使用比率

(3) 県の低公害車の保有状況について

(台)

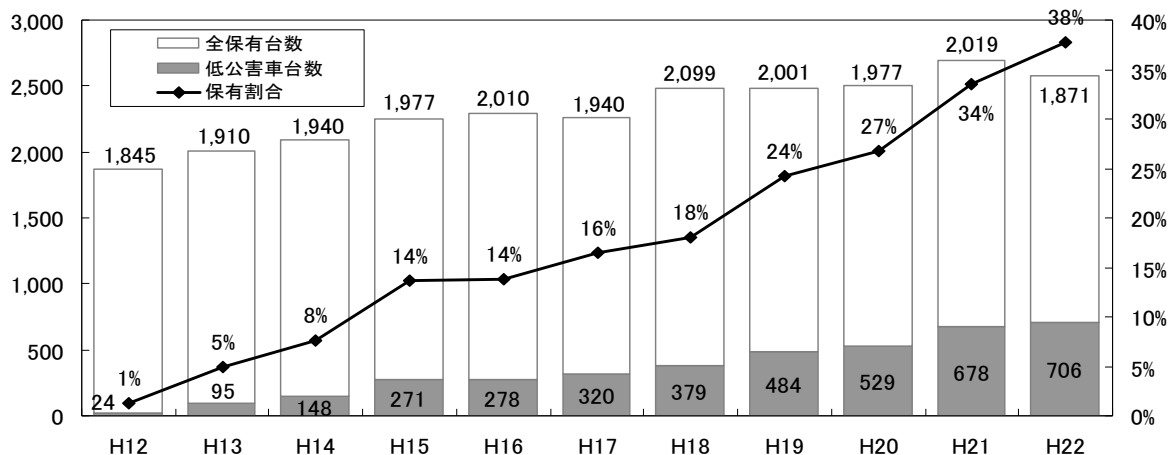


図4-2 県有自動車に占める低公害車の台数及び比率の推移

5 廃棄物の減量化、リサイクルについて

(1) 廃棄物発生量について

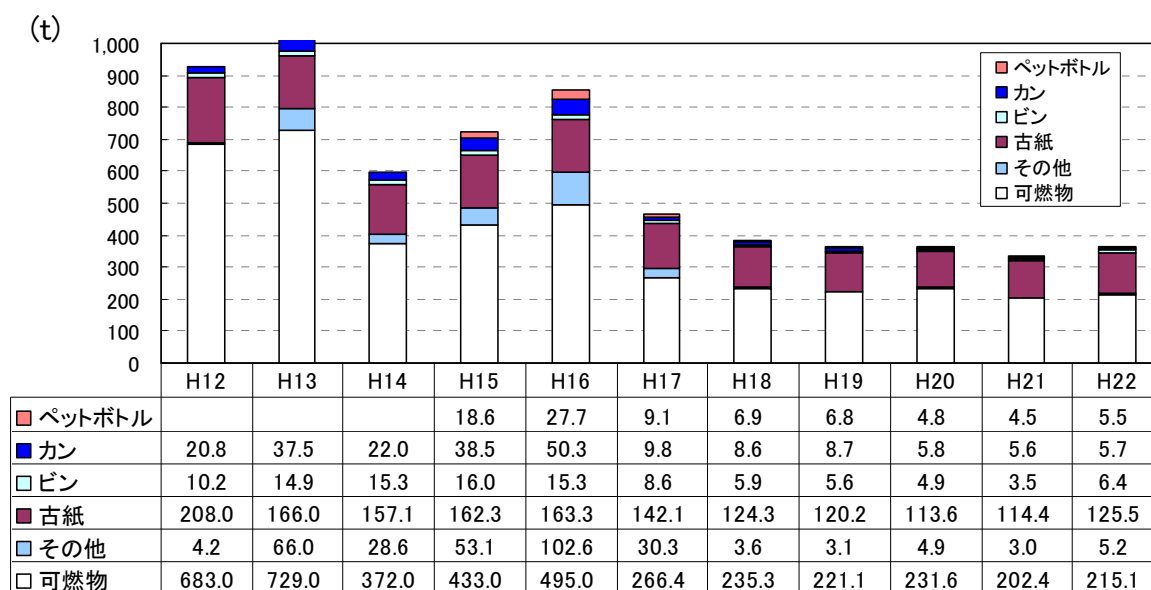


図5-1 廃棄物発生量（本庁舎）

(2) リサイクル率について

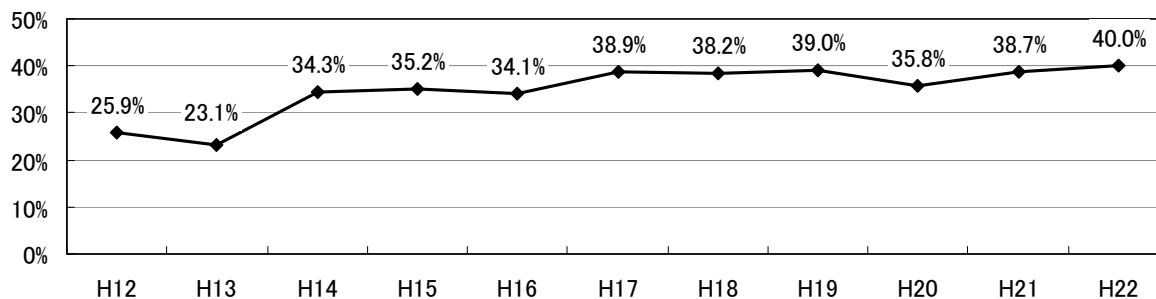


図5-2 廃棄物のリサイクル率

6 取り組み状況意識調査について

(1) 調査方法等

- ア 調査項目： ①グリーン購入の推進
 ②施設等における省エネルギー・省資源の推進
 ③公用車の燃料使用量の削減
 ④用紙類の使用抑制、
 ⑤廃棄物の減量化とリサイクルの推進
- イ 調査方法： 調査項目ごとの取り組み状況について、エコリーダーにより各職場の取り組み状況を5段階採点方式で調査し、評価を行った。
- ウ 評価基準： 評価点
 4点→ 取組が定着している
 3点→ 取組が概ね定着している
 2点→ 取組が定着しつつある
 1点→ 取組が不十分である
 0点→ 全く取り組んでいない

(2) 調査結果

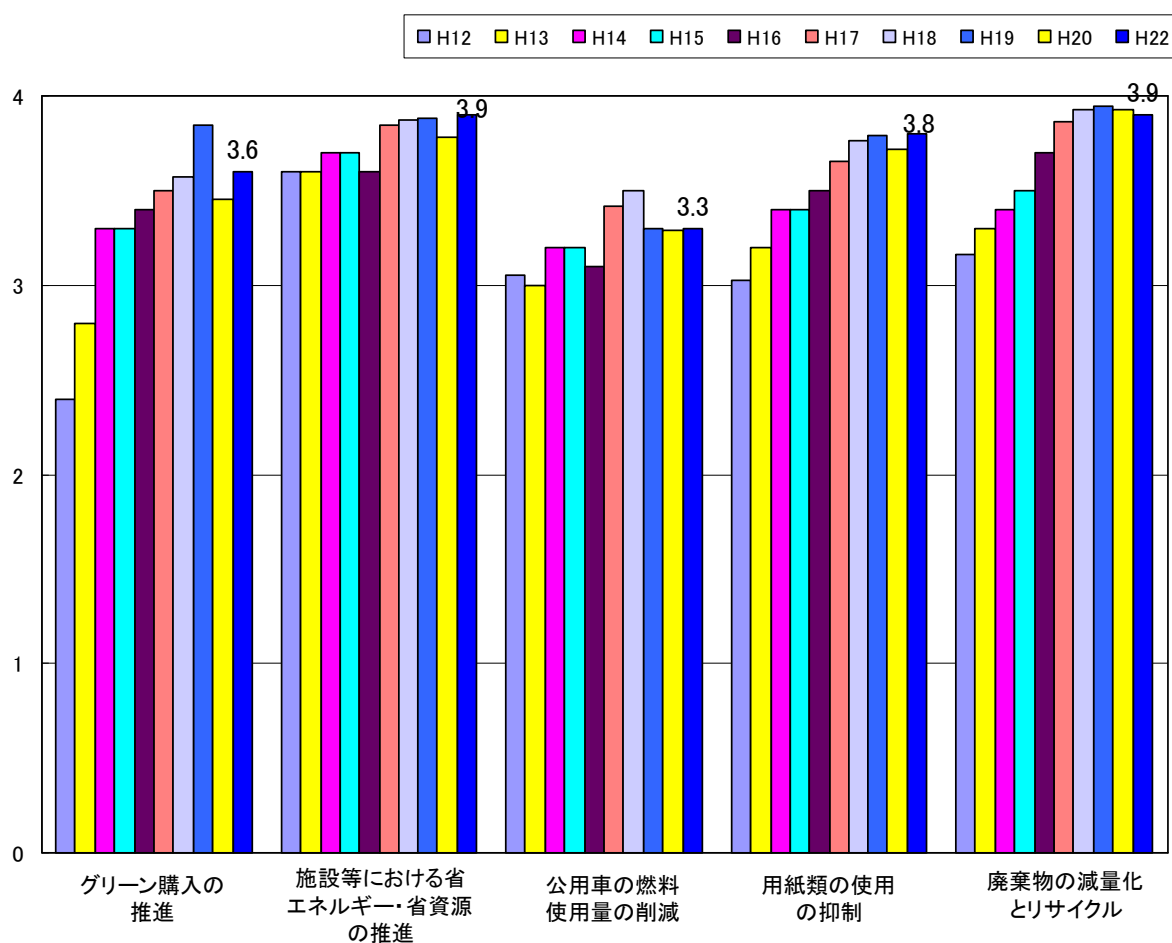


図6-1 取組状況意識調査

第2章 温室効果ガスの排出削減目標の達成シナリオ

1 目標設定の考え方

(1) 基準年度

基準年度は、平成 21（2009）年度とする。

表 平成 21（2009）年度の温室効果ガス排出量

（水道用水供給事業におけるエネルギー使用量、警察車両の燃料使用量及び教育庁の燃料使用量を除く）

ガスの種類	排出要因	2009（平成21）年度 排出量(t-CO ₂ eq)	構成割合	
CO ₂	電気	108,771	83%	
	燃料の使用	重油	14,174	11%
		軽油	1,755	1%
		灯油	201	0%
		ガソリン	1,471	1%
		LPGガス	367	0%
		都市ガス	332	0%
		CO ₂ 合計	127,071	97%
CH ₄		2,733	2%	
N ₂ O		1,482	1%	
HFC		35	0%	
CO ₂ 換算合計		131,321	100%	

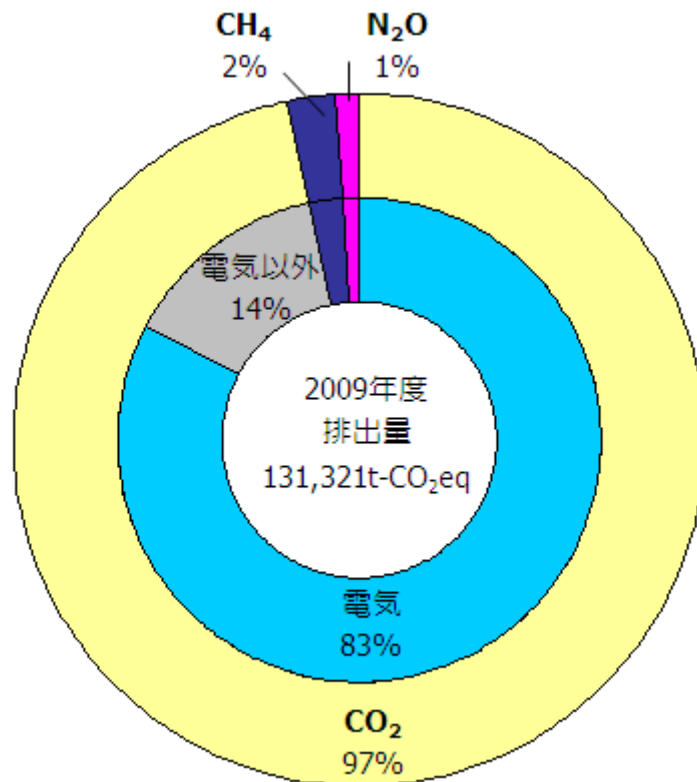


図 平成 21 年度の温室効果ガス別・排出要因別排出割合

(2)検討の対象とした温室効果ガス

排出削減目標の検討は、二酸化炭素のみを対象とした。

メタン、一酸化二窒素は、その発生が家畜飼養や下水処理等に起因しており庁内の努力による削減が必ずしも容易ではないこと、またハイドロフルオロカーボンは排出量がごくわずかであることから、これらのガスの増減はないと想定し検討を行った。

(3)二酸化炭素の削減目標の考え方

原則として、エネルギー使用量を年1%削減していくことを想定した。

なお、電気使用に起因する二酸化炭素排出量の削減目標については、沖縄電力の電源構成変化（吉の浦 LNG 発電所の稼働）による排出量の削減を加味することとする。

2 燃料種別温室効果ガス削減量

(1)電気使用に起因する二酸化炭素の削減

県施設の延床面積が計画期間中に大きく変わらないことを想定し、平成 21（2009）年度電気使用量を基準に、年1%の削減を目指すことを想定した。

なお、吉の浦 LNG 発電所の稼働に伴い、電力排出係数は 0.793kg-CO₂/kWh（現在の 85.2%程度）になることを想定した（排出係数の変化については後述）。

(2)燃料の燃焼に起因する二酸化炭素の削減

県施設の延床面積が計画期間中に大きく変わらないことを想定し、平成 21（2009）年度の各燃料使用量を基準に、年1%の削減を目指すことを想定した。

ガスの種類	排出要因	排出量(t-CO ₂ eq)		割合	
		2009年度	2020年度 目標	2009年度 比	
CO ₂ (二酸化炭素)	電気使用	108,771	83,383	-23%	
	燃料の使用	重油	14,174	12,757	-10%
		軽油	1,755	1,580	-10%
		灯油	201	181	-10%
		ガソリン	1,471	1,324	-10%
		LPガス	367	330	-10%
		都市ガス	332	299	-10%
	CO ₂ 合計	127,071	99,854	-21%	
CH ₄ (メタン)		2,733	2,733	0%	
N ₂ O(一酸化二窒素)		1,482	1,482	0%	
HFC(ハイドロフルオロカーボン)		35	35	0%	
CO ₂ 換算合計		131,321	104,104	-21%	

注) 本計画における目標の設定において、下記事項は対象外としている。 ※本編4ページ参照

- 水道用水供給事業におけるエネルギー（電気、その他燃料）使用量
- 警察車両の燃料使用量
- 教育庁の燃料使用量

<吉の浦発電所の稼働に伴う排出係数の低減（想定）>

二酸化炭素排出量の削減目標を設定するため、沖縄電力の公表資料等を基に、将来の電力の排出係数について想定を行った。

*本計画の目標設定のために想定した値であり、沖縄電力の公表値ではない。また、発電効率の変化等は考慮していない。

(1)沖縄電力の電源構成

沖縄電力の電源構成の平成 21 年度の実績及び平成 31 年度の計画は、以下の通りである。

表 沖縄電力の電源構成（実績及び計画）

	平成 21（2009）年度 実 績	平成 31（2019）年度 計 画
石 炭	77%	53%
石 油	22%	16%
LNG	—	30%
新工ネ・その他	1%	1%
合 計	100%	100%

資料：「平成 22 年度経営計画の概要」（平成 22 年 3 月、沖縄電力）

(2)燃料種別の電力の二酸化炭素排出係数(日本、2007 年の値)

発電燃料種別の電力の二酸化炭素排出量は、国際エネルギー機関（International Energy Agency）の公表値を参考にした。ただし、この値は日本全体での値である。

表 電力 1kWh あたりの燃料種別二酸化炭素排出量

単位：kg-CO₂/kWh

燃 料	二酸化炭素排出量
全燃料平均	0.450
石 炭	0.910
石 油	0.601
天然ガス	0.437

資料：「CO₂ Emissions from Fuel Combustion 2009 highlights」（International Energy Agency）

(3)電源構成変化による、将来の排出係数の変化（推計値）

(1)及び(2)の値から、将来の電力排出係数の低減割合について想定した。本計画の目標年度は平成 32（2020）年度であるが、平成 31（2019）年とほぼ同じ状況であると想定した。

表 電力 1kWh あたりの二酸化炭素排出量の変化

単位：kg-CO₂/kWh

	平成 21（2009）年度 実 績	平成 31（2019）年度 計 画
石 炭	0.701	0.482
石 油	0.132	0.096
LNG	—	0.131
新工ネ・その他*	—	—
合 計	0.833 (100.0%)	0.710 (85.2%)

*新工ネ・その他は、排出係数を 0 と想定。

将来の電力の排出係数は、現在の 85.2%になると考えられ、平成 21（2009）年度の **0.931kg-CO₂/kWh** から、**0.793kg-CO₂/kWh** 程度になると想定される。

沖縄県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要

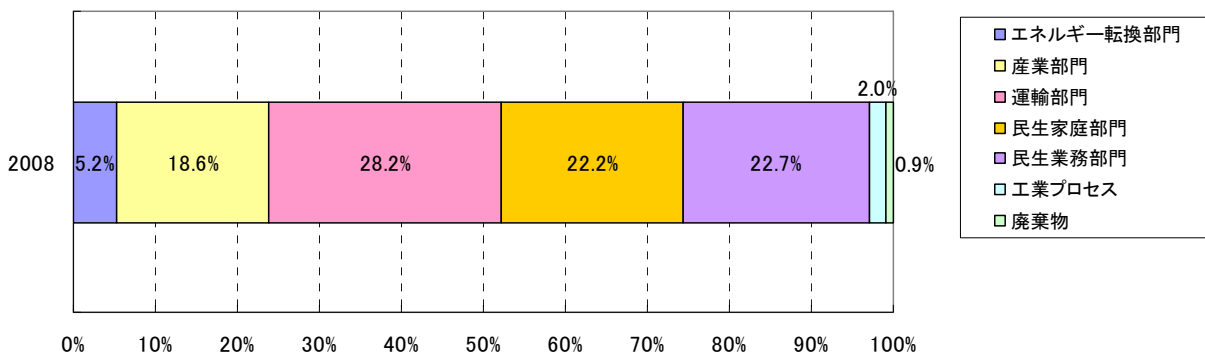
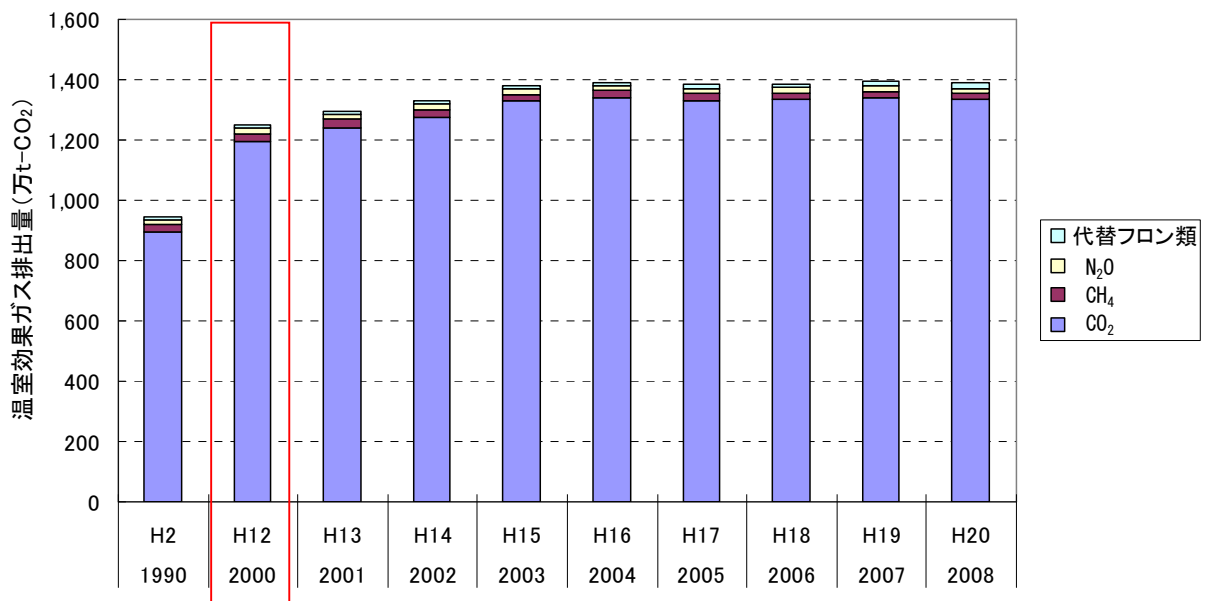
1. 沖縄県における温室効果ガス排出の現状

○沖縄県の温室効果ガス排出量は、2008年度では1,390万トン（二酸化炭素換算）となっており、ほとんどを二酸化炭素が占めている。

○2000年度における排出量と比較すると、2008年度では141万トン（11%）増加している。

○部門別に見ると、他県と比較して産業部門からの排出割合が低く、運輸部門からの排出割合が高いことが特徴である。また、沖縄県の排出量は日本全体の排出量の概ね1%程度を占めている。

沖縄県における温室効果ガス排出量の推移



沖縄県の部門別二酸化炭素排出量 構成比 (2008年度)

2. (旧)沖縄県地球温暖化対策地域推進計画

○計画期間：2003年度～2010年度（H15～H22年度）

○削減目標：2010年度までに2000年度レベルから8%削減

○2007年度において2000年度比で11%増加しており、目標達成は困難

○部門別に見ると、民生家庭部門が17%、民生業務部門が23%増加している。増加の要因として、人口の増加（2000～2007年度の間に4.3%増）、世帯数の増加（同15.0%増）、入域観光客数の増加（同29.8%）等による電力需要などの増加によると推測された。

3. 新たな計画策定の背景

- 京都議定書の6%削減を達成するため、国は平成20年3月に「京都議定書目標達成計画」を改定。さらに、平成20年6月に「地球温暖化対策推進法」を改正し、都道府県等に取り組の強化を求めた。
- 本県の旧計画における削減目標の達成が困難な状況にあり、課題である①将来予測の精度向上、②施策の充実と進行管理の強化、③推進体制の構築等について、見直した新たな計画の策定が求められた。

4. 沖縄県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要 【平成23年3月策定】

- 計画期間：2011年～2020年（H23～32年度）
- 削減目標：2020年度において、2000年度と同レベル～8%削減
 - ※「8%削減」は、国の施策が強化された場合を想定
- 主な施策：①低炭素エネルギー利用推進、②公共交通機関の利用促進、
③観光関連産業の低炭素化、④意識啓発や民生部門の省エネ推進
- 推進体制の整備、進行管理の徹底
 - ①行政、民間からなる協議会 ②PDCAによる施策の進行管理
- 部門別削減目標
 - 産業部門（現状比-2%）：省エネ法対象企業における省エネ対策 等
 - 民生家庭部門（現状比-6%）：住宅や家電の省エネ化、給湯器の高効率化 等
 - 民生業務部門（現状比-2%）：ESCO事業や省エネ改修 等
 - 運輸部門（現状比-1%）：ハイブリッド-自動車の導入、TDMによる自動車交通需要の調整 等
 - その他対策：太陽光、風力発電の拡大、発電燃料の低炭素化 等

環境配慮行動チェックリスト

*チェック欄は実施状況を確認するときに活用して下さい。

一般事務に関する項目

庁舎・その他に関する項目

1 温室効果ガス削減等の推進

(1) 省エネルギーに配慮した施設等の使用、管理

【空調関係】

空調の稼働中は、吹き出し口には物を置かない。また、窓等を開放したままにしない。

夏季における執務室での軽装（かりゆしウエア等）を励行する。

適温設定(冷房は28℃)や運転期間の設定等を行い、電力や燃料使用量の削減を図る。

【照明関係】

照明等は、こまめに消灯する。特に執務室において、早朝、夜間などの時間外に業務を行うときは、必要な箇所のみ点灯する。また昼休みの時間は一斉に消灯する。

廊下、トイレ及び地下駐車場等の照明は、支障のない範囲で間引き消灯を行う。

不要時・不用場所の消灯を徹底する。特に会議室、給湯室、休憩室、倉庫等の利用後の消灯徹底を図る。

照明設備の更新時には、省エネ型のものを導入する。

【動力関係】

庁舎での3、4階程度の昇降移動は、エレベータの使用を自粛し階段の利用に努める。

エレベータが複数台数ある場合の稼働は、時間外や閉庁日等時間帯による間引き運転を行う。

【OA機器、家電製品等関係】

昼休みや時間外等、OA機器（コピー機、プリンター等）を使用しないときは、省エネモードにするか主電源又は予熱電源をこまめに切る。

業務に支障のないかぎり、パソコンは省エネモードで使用する。

家電製品等を長時間使用しない場合は、プラグを抜き、待機電力の節減を図る。

【エネルギー節約の一般的な対応】

定時退庁、時間外勤務の縮減等、庁舎利用の省タイムに努める。

設備の更新にあたっては、ESCO事業の導入等により省エネ改修を図る。

OA機器など電気機器は集中管理の徹底により台数を削減する。

出先機関は、積極的に省エネルギー診断を受診する。

(2) 公用車燃料使用量の削減

エコドライブ（急発進・急加速の削減、アイドリング・ストップ等）を実行する。

公用車の相乗り運行等、効率的利用、管理を行う。

出張の際の移動は、公共交通機関の利用に努める。

近距離の移動は徒歩を励行する。

公用車台数の抑制、見直し等利用合理化を図る。

公用車の導入にあたっては、低公害車を導入することにより燃費の改善を図る。

2 省資源の推進

(1) 水資源の節約

- 蛇口の水流を小さくし、水を出しっぱなしにしない。
- 食器等を洗うときは、水を流したままにしないでため洗いをする。
- 節水コマや水圧調整により、上水使用量を抑制する。
- 庁舎の改修や機器の取り替えにあたっては、水道蛇口への自動水洗の取り付けや節水型便器への切り替えを推進する。

(2) 紙類の使用の抑制

【コピー用紙、プリンター用紙】

- 資料は両面コピーし、必要最小限の部数で作成する。
- 片面印刷に使用した用紙やミスコピー用紙は、個人情報の漏洩に十分注意し、裏面を課内供覧用資料印刷や試し刷りとして再利用する。また、メモ用紙等へも利用する。
- 資料のワンペーパー化(簡素な文書作成)や共有化による不要文書の削減を図る。
- コピー機の縮小機能を利用し、コピー枚数を節約する。
- ミスコピーの防止に努める。(使用前後に必ずリセットボタンを押す等)

【文書の電子化】

- 文書管理システムの積極的活用により、起案・供覧・施行文書の電子化を図る。
- 庁内LAN、電子メール等を活用することで、情報(課内供覧文書など)のペーパーレス化を目指す。
- 会議資料の枚数削減のため、プロジェクター等を活用する。

【紙製品】

- 封筒類の使用自粛と再利用を行う。ただし、再利用の際には個人情報の漏洩に十分注意する。
- 職員対象の会議等では封筒類を配布しない。
- フラットファイル等は再使用する。(又は、再利用しやすいPP製のフラットファイルを購入する。)

【印刷物】

- 報告書、印刷物等は配布先を精査するとともに、CD-ROMなどの電子媒体での配布やホームページへの掲載等の方法により、発行部数を必要最小限とする。

(3) その他

- 購入した文具類、OA機器、公用車その他の物品は耐用年数を考慮し、できるだけ修繕等を加えながら大切に長く使用する。
- 備品等の効率的利用を図るため、事務不要品は関係機関相互での所管替えを促進する。
- 備品は、修理や部品交換が容易なもの及び保守点検サービスの期間が長いものを購入する。
- 物品の購入にあたっては必要最小限の適正量を計画的に購入する。
- 物品の納入業者に対し、低公害車の利用及びアイドリングストップを促す。

3 グリーン購入の推進

(1) 紙類

- コピー用紙については、「沖縄県グリーン購入基本方針」の基準を満たした再生紙を購入するとともに、その他の紙類についても、再生紙類を購入する。また、トイレトーパー等の衛生用紙は、古紙パルプ配合率100%のものを購入する。
- 外注する印刷物については、「沖縄県グリーン購入基本方針」を参考にするとともに、リサイクル適正、SOY INKの使用、再生紙配合率等の表示を行う。

(2) 文具類等

- 文具類、機器類、家電製品、エアコンディショナー等、温水器等、照明、消化器、制服・作業服、インテリア・寝装寝具、作業手袋及びその他繊維製品は、「沖縄県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品を購入する。
- 事務用品等、カタログに環境配慮型製品のページが設けられている場合には、当該ページを積極的に活用してグリーン購入を推進する。
- 物品の選定にあたっては、エコマークやグリーンマーク等環境ラベルの貼付された物品をはじめ、環境保全のための配慮を積極的に行っている物品を優先的に購入する。
- 家電製品は「統一省エネラベル」をもとに、省エネ性能がすぐれているものを選定、購入する。
- その他、詰替可能な製品やリサイクル可能な原材料の製品(回収、再生ルートが確立されているものを含む。レーザープリンタの詰替トナーカートリッジ、コピー機のリサイクルトナーカートリッジ等)を選定、購入する。

(3) OA機器

- OA機器（コピー機、プリンター等）は、「沖縄県グリーン購入基本方針」に基づき、再生紙が使用でき、両面コピー／印刷機能が付いた機器を導入、使用する。
- その他の周辺機器も環境物品を導入、使用する。

(4) 公用車

- 「沖縄県グリーン購入基本方針」に基づき、低公害車（電気自動車、ハイブリッド車、低排出ガス認定かつ低燃費車等）を率先導入する。

4 廃棄物の減量化、リサイクルの推進

(1) 環境負荷の少ない物品の購入

- 物品発注時に簡易包装若しくは包装無しを指示する。
- 使い捨て容器の物品等の購入を自粛する。
- 過剰包装製品は購入しない。
- 詰替可能な製品等を選択、購入する。
- 物品の購入にあたっては必要最小限の適正量を計画的に購入する。

(2) 廃棄物の発生抑制

- 買い物際にはマイバッグを使用し、紙袋、レジ袋を使用しない。
- コピー機やプリンタのトナーカートリッジは、業者による回収を徹底する。
- 物品等は、リース又はレンタル契約による効率的利用を促進する。
- 遊休備品は、庁内LANの活用等により幅広く周知し、有効に利用する。
- シュレッダーは、秘密文書等に限定して使用する。
- 物品購入の際、不要な包装箱等は納入業者に引き取らせる。
- リターナルビンは、配達業者に回収させる。
- 庁舎管理者の指示に従い、リサイクルシステムの確立に努める。

(3) 廃棄物の分別排出の徹底

- ごみを排出する場合は、所在市町村の定めるごみ分別方法に基づき、適切に分別する。
- 紙類を廃棄する場合は、可能な限り分別し再資源化を図る。
- 再資源化が可能なビン、缶、ペットボトル等は、分別しリサイクル業者に回収させ、再資源化を図る。

(4) 建設資材廃棄物の再資源化

- 施設等の解体に伴うコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び木くず等建設発生木材は再資源化を徹底する。
- 沖縄県リサイクル資材評価認定制度に基づき、沖縄県認定リサイクル資材の利用を促進することで、循環型社会の構築に貢献する。

(5) 有害化学物質の適正な処理(試験検査機関)

- 検査等で使用する有害化学物質の排出を抑制する。
- 有害化学物質の廃棄については、無害化、安定化等適正処理を徹底する。
- これらを委託処理する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づき、適正に処理する。

(6) 感染性廃棄物の適正な処理

- 医療廃棄物は、感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別を徹底し、適正に処理する。
- これらを委託処理する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づき、適正に処理する。

(7) 使用済公用車の適正な処理

- 公用車を廃棄する際には、「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」に基づき適正に処理する。

5 その他の配慮事項

(1) 施設の設計、管理等における環境への配慮

【周辺環境に配慮した施設等の計画、設計】

- 施設等の配置、規模等は、周辺環境の保全に配慮した計画、設計を行う。

【ESCO事業等の省エネ改修の実施】

- 設備の改修にあたっては、ESCO事業やその他省エネ改修を実施し、効果的な施設の省エネルギー化を図る。

【環境負荷の低減に配慮した施設等の構造】

- 環境負荷の低減に配慮し、断熱性能を向上させた施設等の構造とする。
- 自然採光を効率的に取り入れた施設等の構造とする。
- 騒音・振動の発生源となる設備・機器を設置する部屋は、それぞれの影響低減に配慮した構造とする。
- 雨水、地下水等の有効利用に配慮した構造とする。

【省資源化に配慮した土木・建築資材】

- 土木・建築資材は、環境負荷の少ない再生資材の使用に努める。

【環境負荷の低減に配慮した設備の採用】

(電気・熱エネルギー)

- 照明設備等は、省エネ型の照明設備を導入する。
- 太陽光発電システム等の自然エネルギー設備やコジェネレーションシステム等の省エネルギー型の設備の導入を促進する。
- その他、省エネルギー型設備を積極的に導入する。

(水資源)

- トイレ等には、雨水利用システムや再生水利用システムの検討、導入に努める。
- 雨水地下浸透ますや透水性舗装の採用、設置に努める。

【大気汚染物質排出量の削減】

- ボイラーのバーナー等の更新においては、低NOxバーナーの選択とともに良質燃料(灯油、LPG等)への切り替えに努める。
- ボイラー等の燃料使用量の抑制に努める。

【環境美化】

- 周辺の自然環境や景観との調和を目指し、敷地内外の環境美化に努める。
- 屋上、壁面及び室内の緑化に努める。

【周辺環境に配慮した工事の施工】

- 工事、施工に伴う粉じん、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の公害の未然防止を図る。

(2) イベントにおける環境への配慮

【自然環境への配慮】

- 会場設営などで環境に負荷をかけず、自然と調和したイベントを開催する。

【ごみ減量とリサイクル】

- ごみの発生抑制に努め、やむを得ず発生した場合は適正処理を行う。

【交通手段の工夫】

- 公共交通機関の利用促進などにより、交通による環境負荷を低減する。

【省資源・省エネルギー】

- 資源やエネルギーの使用抑制に努め、資源やエネルギーを有効に活用する。

【参加者への環境意識啓発】

- 環境配慮の取組を積極的にアピールし、参加者の意識啓発を図る。

【運営体制の整備】

- 計画から終了までエコイベントを徹底できるよう運営体制を整える。

(3) 連携、協力

【関係事業者への協力依頼等】

- 庁内で物品等を販売する業者は、簡易包装とし、使い捨て容器やリサイクル容器は回収に努める。
- 自動販売機については、省エネ型とするよう協力を求める。
- 業務委託報告書や各種届出用紙等は、再生紙の使用と両面印刷への協力を求める。また、再生紙マーク及び古紙パルプ配合率、白色度等の表示についても協力を求める。
- 事業者等の名刺についても、再生紙の使用を呼びかけるとともに、不必要な配布（単なるあいさつ廻りなど）をしないよう協力を求める。
- 庁舎構内では、車両のアイドリング・ストップについて協力を求める。
- その他、本計画の取組について周知を図る。

【職員個人】

- 家庭においても、環境に配慮したライフスタイルに努める。
- 名刺は、再生紙を使用し、その旨を表示する。廃ポスター等を利用した名刺の普及に努める。
- 買い物の際にはマイバッグを使用し、レジ袋は使用しない。
- ノーマイカー・デー(毎月1日、20日)には、徒歩や公共交通機関の利用に努める。
- 地域における環境保全活動に参画するとともに、本計画の取組について普及啓発する。

【来庁者への協力依頼等】

- 会議等で来庁する際に、公共交通機関を利用するよう呼びかける。
- 庁舎内の照明、室温調整、廃棄物の分別回収、再生紙トイレトペーパーの使用、階段の利用等への理解と協力を求める。
- その他、本計画の取組について周知を図る。

沖縄県環境保全率先実行計画（第4期）
（沖縄県地球温暖化防止実行計画【事務事業編】）

第1期 平成11年6月策定
第2期 平成15年3月策定
第3期 平成19年1月策定
第4期 平成24年2月策定
（平成29年9月改訂）

沖縄県環境部環境再生課
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
Tel 098-866-2064
Fax 098-866-2497
E-mail aa021100@pref.okinawa.lg.jp